

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第90回家きん疾病小委員会

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第90回家きん疾病小委員会

日時：令和6年7月16日（火）15：00～17：39

会場：農林水産省畜産局第1会議室（オンライン
開催）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- （1）特定家畜伝染病防疫指針の一部改正（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ）
- （2）その他

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

家きん疾病小委員会委員名簿

資料1 鳥インフルエンザをめぐる情勢

資料2 特定家畜伝染病防疫指針の変更について

資料3 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の主な変更点

- 資料 4 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（新旧対照表）
- 資料 5 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の留意事項の改正の方向性
- 資料 6 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（見え消し）
- 参考 1 諮問文
- 参考 2 モニタリングの実施方法の変更について
- 参考 3 令和 4 年、5 年シーズンに発声した事例における簡易検査の実施個体数とその結果について
- 参考 4 監視強化区域の設定

午後 3 時 0 0 分 開会

○大倉室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第90回家きん疾病小委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御対応いただきまして、誠にありがとうございます。

私、当部会の事務局担当いたします、家畜防疫対策室長の大倉でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会冒頭に当たりまして、局長、安岡より挨拶を申し上げます。

よろしくお願いします。

○安岡消費・安全局長 皆さん、お疲れさまでございます。消費安全局長の安岡でございます。

本当にお忙しい中、委員の皆様方におかれましては御出席いただき、大変ありがとうございます。特に2週間前、正に今シーズンの家畜疾病の状況、特に鳥インフルエンザの発生の状況について御検討、御議論いただいて、短期間の間にまたお集まりいただくということで、皆様に御出席いただいて本当に心から感謝申し上げます。

第90回の家畜疾病小委の開催ということで、簡単に御挨拶をさせていただきます。

今ほど申し上げたとおり、今月3日の日、89回の家きん疾病小委ということで、今シーズンの発生状況について御検討いただきました。家保における改善指導をより徹底していく必要があるのではないか。さらには、一旦発生した農場について再発しているところ、既発農場の取扱い、しっかりやらなければならないのではないか。さらには、地域において野鳥・野生動物の管理徹底のところをもっとしっかりしていくべきではないか。さらには、通報遅れも結構ありましたので、そういったことに関しても様々な御提言を頂きました。提言をまとめさせていただいて、関係者にその後情報発信をするなど、来シーズンに向けた備えを、前回の御検討を踏まえて進めていきたいと考えております。

さて、今日の家きん疾病小委でございますけれども、特定家畜伝染病防疫指針、これは家伝法に基づいて、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえて3年ごとに再検討して、必要がある場合は変更するという規定になってございます。高病原性の鳥インフルエンザそして低病原性の鳥インフルエンザについては、前回は令和3年の改正でございました。変更でございましたので、3年ちょうど経過しているということでございますので、今回は変更の御検討いただくということでございます。先月末に家畜衛生部会から諮問を頂い

ているところでございますので、ちょうどこの3年間というのは、鳥インフルエンザが大量発生した令和4年シーズンも含めて、様々な指針自体については課題があるかと思っておりますので、具体的にこの小委で御議論いただければと考えております。いずれしても、委員の皆様方には忌憚のない御意見をお願いいたしまして、次の3年へ向けて、しっかりした指針の方の策定見直しというのを進めていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにしても、本日活発な御議論をお願いいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大倉室長 ありがとうございます。

それでは、現在、家きん疾病小委員会の委員数8名でございますけれども、本日、ウェブの御参加1名を合わせまして、全7名の委員に御出席いただいております。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、3分の1以上という定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

ただいま挨拶申し上げました消費・安全局長、安岡局長になります。

○安岡消費・安全局長 よろしくお願ひします。

○大倉室長 消費・安全局、郷審議官になります。

○郷審議官 よろしくお願ひいたします。

○大倉室長 それから、防疫担当しております田中補佐になります。

○田中課長補佐 よろしくお願ひします。

○大倉室長 それから、家畜防疫企画班の西中川係長になります。

○西中川係長 よろしくお願ひします。

○大倉室長 それでは、本日、ウェブでの山口委員長の御出席になりますけれども、どうぞ進行の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の議事につきまして、まず議事次第でございますけれども、議事の1としまして、最近の高病原性鳥インフルエンザをめぐる情勢について、こちらについて事務局の方から説明させていただきます。その後、議事の2ですが、特定家畜伝染病防疫指針の変更について、こちら、まず事務局の方から説明させていただいた後、委員の皆様には御審議をお願いしたいと考えております。

続きまして、資料を確認させていただきたいと思ひます。お配りしている資料、議事次

第から議員名簿に加えて、非公開資料も含まれてございますけれども、資料1から6、この資料1から6の6が非公開資料になってございます。それから、参考資料1から4になります。もし落丁、資料の抜け落ち等ございましたらお申し付けください。

そうしましたら、ここからの議事進行につきまして、山口委員長にお願いしたいと思えます。山口委員長、よろしくお願いいたします。

もし聞こえまして、山口先生、お手数おかけしますけれども、こちら、議事進行の方をお願いできますでしょうか。

○山口委員長 はい、分かりました。トラブルでお時間頂きました。そうすると、全く今まで聞こえていなかったんですけれども、議事の1のところからよろしいでしょうか。

○大倉室長 そうなります。最初、挨拶から議事、資料の確認済ませまして、今、議事進行の方を山口委員長の方をお願いしているところで、議事の1からお願いいたします。

○山口委員長 はい、承知しました。

私だけオンラインの状況で、議事進行にかなり支障が生じるかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

そうしましたら、まず最初に議事の1番目、最近の高病原性鳥インフルエンザをめぐる情勢について、事務局から説明の方、よろしくお願いいたします。

○大倉室長 そうしましたら、私の方から資料1の「鳥インフルエンザをめぐる情勢について」の資料を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして1ページ目ですけれども、これは「鳥インフルエンザとは」ですので、小委の先生方にとっては十分御承知のことかと思えますので、割愛させていただきます。

2ページ目です。

これもおさらいになりますが、今シーズン、5年シーズンと過去シーズンの比較したものになります。過去の令和2年からの4年連続のシーズンの初発と最終確認の表、野鳥と家きんそれぞれの比較表と、あとは下、右側ですけれども、発生事例数と殺処分対象数を、この4シーズン並べて比較したものになります。

初発と最終確認日のところですが、特徴的なのは、令和5年は10月4日、野鳥で最初に確認されてございまして、これは4シーズン比べると比較的早い段階で確認されております。昨年よりは若干遅いんですが、4年よりも遅かったんですが、4シーズン通しては2番目に早い確認となっております。一方、野鳥ですが、4月30日が

最終確認ということで、これも過去4年のシーズンを比べますと、令和3年の5月14日というのが一番遅くまで確認されたシーズンでございますけれども、それより2番目ということで、早めに出て遅めに最終確認ということで、シーズンとしては、野鳥は比較的長い期間確認されていたというシーズンであったかと思います。

それから家きんですけれども、家きんの初発が11月25日、これは4シーズン通して一番遅い確認になってございます。最終確認が4月29日ということで、最初の発生自体が割と遅かったというのも今シーズンの数が少なく済んだというところにも関係してくるのではないかと思います。

その数の方ですけれども、(2)、下の棒グラフですが、発生事例数を比較したものです。

一番左側の棒グラフは野鳥です。この4シーズン通しまして、令和4年のシーズンは242という突出していて多い数字確認されていますけれども、令和5年も156という比較的多い事例数が確認されております。

その一方で家きんですけれども、11例ということで、この4シーズンでは一番少なくなっております。

それから、一番右の殺処分羽数は、こちらも85.6万羽ということで、この4シーズン通して一番少ない殺処分数だったということで、これは過去、特に令和4年の過去最大と比べますと、集中的な連続発生であったり、あるいは大規模、100万羽を超えるような大規模での発生が見られなかったというところは、かなり大きく数に影響してきているところかと思います。

次の3ページ目になります。これは、令和5年シーズンの全事例を並べたもので、野鳥の156事例、それから家きんの事例、それから飼養鳥というのが2件あるということで、これは令和5年シーズンの全体のまとめになります。

それから、4ページ目ですが、もっと過去に遡って、日本で79年ぶりに確認された平成15年度の発生というところから、ずっと流行の時期を、どの県で発生したのかという件数と事例数をまとめた表になります。

日本地図がございまして、北から南、満遍なく出とるんですけれども、真ん中の辺り、関東、中部、関東、東海の辺りというのがまだ未発生ですけれども、今シーズン、令和5年については関東以西での確認という状況で、東北、北海道での確認がなかったというのは特徴的かと思います。

次の5ページ目になります。

こちら、昨今メディア等でも多く取り上げられるようになりましたが、アメリカにおける乳牛での高病原性鳥インフルエンザの感染事例です。高病原性鳥インフルエンザの感染事例について、これを簡単に説明いたします。

もう十分御承知のことかと思いますが、今12州、140農場というところで確認されてございます。3月から確認されて徐々に州が拡大し、農場の方もどんどん増えていっているという状況でございます。

牛に対しては食欲低下、乳量の減少という症状が出まして、粘稠度の高い生乳が出るというのは特徴的だそうです。ただ一方で、鳥とは異なって、牛に対する症状自体は比較的軽いものだということです。ウイルスは家きんと同様、H5N1のウイルスが確認されています。

最初の事例については野鳥から恐らく乳牛に感染したものの、それ以降の拡大は乳牛の移動なりで拡散したのであろうということは推定されております。

乳牛における感染状況、上の丸の五つ目ですけれども、アメリカ政府、連邦命令を出して、4月29日以降は州を越える搾乳牛の移動については検査を義務づけするという事で、州の拡散を抑えているという状況になります。

食品安全の関係と人への公衆衛生上の関係ですけれども、市販乳については、加熱殺菌されているということで、安全だということで見解が出されてございます。市販乳についての検査、遺伝子断片は見つかっておりますけれども、ウイルス自体は検出されていないという状況です。肉用牛についてはこれまで確認されてございません。それから、人への感染ですけれども、4月以降、これまで4名の方の感染事例です。いずれも感染した牛と接触した者というのが感染事例報告されておまして、ただ、この4例、いずれも軽症であるということです。CDCについては、一般市民に対しての感染リスクは低いままという見解を出してございます。

それから、我が国で農水省の対応としまして、一番下ですけれども、牛の飼養者、それから獣医師に対して、このような事例があるということを周知しておまして、まずは牛への接触等を防ぐという一般的な飼養衛生管理の徹底を呼びかけるとともに、食欲低下・乳量減少というような症状見られた場合、ほかの疑われるような疾病の診断がつかないような事例のときには、この鳥インフルエンザの感染も疑って獣医師や家畜保健衛生所へまず相談くださいと、こういうことをお願いしてございます。

下、次のページですけれども、これ、同じくホームページに掲載している資料ですけれども、Q&Aというのも載せてございます。これも先ほどの5ページの資料と併せまして、適宜情報更新してございます。

次、7ページ目、8ページ目ですが、これは正しく、皆様方含めて7月の3日に疫学調査チーム検討会開催いたしまして取りまとめていただいた、令和5年シーズンの疫学調査報告書を要約したものになります。

ですので、正しく皆さん方の御意見を頂いたものをまとめたものになりますが、今シーズンの特徴的なものとして、2番目、今シーズンは非常に数としては少なかったというところで、生産者の飼養衛生管理の向上も寄与しているだろうということ。それから、ただ一方で、まだ基本的な飼養衛生管理が不備である発生農場というのもよく散見された、というより多かったと言っているかと思います。ウイルスを持ち込まれる可能性のある事例というのが多く見られたということでございます。

そして、それに対する提言でございますが、自らの農場の飼養衛生管理の遵守状況をまず理解・評価いただいて、どこにウイルスの侵入リスクがあるかということを念頭に置きながら衛生管理の向上に努めていただくということ。それから、家保の方も、改善指導で終わるのではなくて、改善されたことまで確認するということが有効だという御提言を頂いてございます。

それからまた、今シーズンの特徴でもありました(3)ですけれども、2回目の発生となった農場というのも2例含まれてございました。2回目発生農場というところもあって、この経営再開、再導入する段階で、一度飼養衛生管理を確認した状況で再導入が行われているんですけれども、発生時の疫学調査では、やはりまた不備が見られているような事例もございましたので、継続的に飼養衛生管理というものをなされることが重要だということも御提言いただいております。

(4)ですけれども、ここは次のページで、追加、新しい指摘というのはないんですが、これも2回目発生となった農場のすぐそばで有機肥料工場があるというようなところで、おびただしい数のトビやカラスが飛んでいるということで、なかなか農場のみの取組ではリスク低減難しいというような地域もございますので、提言の方では、地域一体となった対策の実施ということも提言いただいております。それから、野生動物の方の対策、雑木林なんかは周辺にあって、住みやすい環境になったというところもまだ見られてございます。こういった野生動物の侵入、それから野生動物を誘引してしまうような状況を解消

するという対策も有効であるという提言いただいております。

それから、（５）ですけれども、これも今シーズンの特徴で、件数が少なかった一つの要因かと思っておりますけれども、早期発見・早期通報ができていた事例もあると。一方で、死亡発生からある程度時間を要したという事例もございました。その場合、４例中３例で、環境材料でウイルスが見つかってございます。つまり、やはり死亡から時間がたってからの通報となると、それだけ環境中にウイルスが拡散しているという証拠でもあると見られますので、やはり早期発見・早期通報で連続発生をいかに防ぐかというのは大量発生につながらない重要な取組だということで、その重要性も提言いただいております。

それから、情報収集・調査研究。こちら、じん埃とかハエといった新たな侵入ルートについては、侵入リスクの検証を実施することも重要という御提言も頂いております。

その他のところは、先ほど御紹介した牛の感染事例について、こちらも付言いただいております。こちらの鳥農場の向けではないんですけれども、もう新たに気を付けるべき事項ということで御提言いただいております。

めぐる情勢について、簡単でございますけれども、以上になります。

○山口委員長 御意見ありましたらお願いします。

ちょっと私の方から見えないので、どなたがいらっしゃったら、そちらで進行していただけると有難いんですが。

○大倉室長 質問者がいらっしゃれば、こちらからお名前の方をお伝えするようにいたします。

○山口委員長 お願いします。

どなたからもないですかね。

海外の状況については、また後で何か情報交換みたいなものあるんですかね。

○大倉室長 海外というのは、米国の牛の感染についてでしょうか。

○山口委員長 米国以外も含めてですけれども。

○大倉室長 鳥への感染のことになりますでしょうか。

○山口委員長 ドイツのH7N5だとか、それから、アメリカでの鶏の防疫に携わった人への感染がありましたよね。

○大倉室長 ございました。最近の報道でも出ております。

○山口委員長 その辺の何か情報とかがあればと思ったんですが、もし後からあれば、今じゃなくて結構ですが。

○大倉室長 資料としては用意しておりませんでしたので。最近の事例でして、今の段階で更新できる情報というのを持ち合わせてございません。もし後ほどとかでよろしければ、小委の先生方に情報共有させていただくということでしたらできるかと思います。

○山口委員長 はい、後で全然構いません。特にアメリカで鶏の防疫作業に入った方が4人から5人目、今確定検査しているようなんですけれども、それがあったということで、それが牛のウイルスとの関連とか、何か報道ベース以外の情報があればと思ってお聞きしました。

以上です。

○大倉室長 内田先生の方で防疫作業者の感染事例に関する情報をお聞きになっていますか。

○内田委員 そちらについては、特に今は持ってはないですね。

○大倉室長 牛の感染のウイルス等とか、多分そんな情報まだないですよ。

○内田委員 ないですね、はい。

○安岡消費・安全局長 現時点では同じウイルスですよ、人にかかっているウイルスも。

○内田委員 ただ、それが区別できるかというのは、何か難しいのかなとは思いますが、それでも。

○大倉室長 そうですね。この手の話、どんどん情報更新をされているかと思うので、まとまった情報あった段階で小委の先生方に、適宜メール共有とかでさせていただけたらと思います。

○山口委員長 ありがとうございます。

あと、ドイツのH7が、オーストラリアとの関係よく分かりませんが、ヨーロッパに入ると、最近のH5の状況見ると、日本にもおそれはあるのかなという状況はちょっと感じたものですから、次のシーズンに向けて何かアクションを起こした方がいいのかということが気になったのでお尋ねしました。

以上です。

○大倉室長 ほか、よろしいでしょうか。

ほかの皆様、特段御質問、御意見等なさそうですので、次の議題の方をお願いできますでしょうか。

○山口委員長 はい、承知しました。

それでは次の議事、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正について、事務局から御説明、よろしくお願いします。
○大倉室長 それでは、引き続き、私の方から御説明いたします。

資料の2と資料3を中心に御説明させていただきます。資料の4以降もところどころ参照させていただこうかと思えます。参考資料含めまして、行ったり来たりとなる部分もございますけれども、御容赦ください。

それでは最初、資料の2を御覧いただきたいと思います。「特定家畜伝染病防疫指針の見直しについて」でございます。

こちらについて日付が6月27日になってございますけれども、この日付で家畜衛生部会に諮問させていただきました。その諮問時に用いた説明資料となります。

背景と経緯というところでございます。

(1) ですが、特定家畜伝染病防疫指針は7疾病について策定されており、家畜伝染病予防法第3条の2第6項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされているとございます。この7疾病でございますけれども、高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザは、これは合わせて1疾病としてカウントしてございます。それ以外は、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、BSEという全7疾病になってございます。そのうち、本日家畜伝染病小委員会で御議論いただくのが高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザの防疫指針になります。

(2) でございます。これまでの各疾病の発生事例での課題を踏まえ、発生時の家畜の所有者の責務や手当金の減額事例を周知するとともに、飼養衛生管理基準の遵守状況等の改善を図る必要があると。

(3) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針については、令和4年度シーズンの国内における過去最多の発生で明らかとなった発生の予防及び蔓延防止に係る課題や、飼養衛生管理支援システムの開発状況等を踏まえ、見直しを図る必要があるとしてございます。

このコンセプトなんですけれども、適切なリスク管理は引き続き維持しながら、農家の方あるいは事業者の方の経済的負担をなるべく減らしつつ、一方で都道府県、特に家保の業務が増大している中で、いかに効率的な防疫を行うかという観点で今回見直しをしてございます。

次のページの2が変更の方針ということで、各指針の中でどういう変更をしているのか

というポイントを示したものでございます。

ただ、こちらは次の資料3の方で御説明させていただきたいと思うんですが、先にこの資料2の3番の今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

(1)ですけれども、家きん疾病小委員会及び牛豚等疾病小委員会において変更の方針について議論を行っていただきます。家きん疾病小委員会は本日、牛豚等疾病小委員会があさって18日に開催予定で、残りの5疾病分の見直しを議論いただきます。

本日の議論を踏まえまして、都道府県への意見照会、それからパブリックコメントの手続を進めさせていただきます。

その後、その意見も踏まえた上で家畜衛生部会に報告をしまして、変更の方針について答申を頂けた場合、9月をめどに改正を行う予定となっております。

これは、次の鳥フルシーズン前に特に鳥インフルエンザの指針については改正を終えて、次のシーズンに備えていただきたいという趣旨でございます。

それでは、具体的な中身について、資料の3の方で説明させていただきたいと思います。

資料の3、まず前文と、第1、基本方針、ここは実質的な変更はございません。

次の第2-1、平時からの取組という項目がございますが、この部分からになります。本文を見るより、この資料の3で概要という形で説明させていただきたいと思います。

その第2-1の1個目の丸ですけれども、飼養衛生管理基準を遵守するよう指導を行う場合、飼養衛生管理等支援システム等を活用するよう追記するとあります。飼養衛生管理支援システムというのを我々の方で令和5年から開発いたしまして、令和6年度から運用を開始するものになってございます。これは飼養衛生管理基準に基づく定期報告、農家の方が自分の遵守状況を報告いただく際、これまで紙ベースでやっていたものを、このシステムで報告していただくということで、集計のしやすさ、迅速性、それから過去の記録に戻って集計もしやすいというようなことも踏まえて、このシステムの活用というのを今後進めていきたいと思っております。その開発、そして今年度から運用開始することに合わせて、指針の中にもこのシステム活用というものを追記するという内容になります。

丸二つ目ですけれども、都道府県、家きんの所有者に対して疾病の発生や蔓延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金が減額される旨周知するよう追記するとございます。こちらについては、発生農場で衛生管理不備があった場合、あるいは蔓延防止のための協力をしなかった場合には、手当金が減額される規定が家畜伝染病予防法上ござい

ます。その旨、特にこれまで明示してはいなかったんですけれども、なかなかこのようなことが周知されていないのではないかという声もあったものですから、手当金が減らされるからしっかり守ってくださいというよりは、このような仕組みがあるということをまずは知っていただくという趣旨で、この記述を追加したいというものです。

それから、次の第2-2、発生に備えた体制の構築・強化という項目になります。ここで、焼却施設等の利用について、法21条に基づく都道府県知事から市町村への協力規定を追記するというものでございます。この焼却施設の利用というのは、徐々にではございますけれども、各県進んできてございます。ただ、今の段階で明らかに、やはり埋却の方が主流にはなっておりまして、なかなか焼却施設の受入れというのが難しいという声を各県からも聞いてございます。焼却施設というのは、もともと運営主体は市町村中心の自治体であったり、あるいは自治体が一部の業務を委託して管理する一部事務組合というところが運営主体となっているのが大部分になっているという実態を踏まえて、この協力規定、家伝法の21条というところに市町村は協力するという規定ございますので、そこを引用した形で、円滑な防疫作業を行うためにこのような規定を明記したいというものでございます。都道府県の方からも、このような何かしら市町村に対しての協力規定なりを頂くことを明記してほしいというお声もあったというところでございます。

第3ですが、浸潤状況を確認するための調査というところで、これは定期・定点モニタリングと強化モニタリングの規定でございます。こちらのモニタリングの中身を変更したいという内容になります。

こちらは、参考資料の方を御覧いただきたいと思います。参考資料2というものがございます。横の表になります。この参考資料の2、1枚目が定点モニタリング、2枚目が強化モニタリングの中身、変更の内容になります。

1枚目の定点モニタリングですけれども、現行については検査対象としているものが、家きんになります。検査数は、各家保3か所の戸数を対象に選んでいただいて、各戸当たり10羽を採っていただいており、実施期間はこれは通年で、月1回やっていただいております。検査はウイルス分離と血清抗体検査をやってございます。対象となるのは、比較的风险が高いと思われる地域を選定してくださいということをお願いしています。

これに対して、これは各県から非常に強い要望がございまして、やはりこの要望にぴったり合う農家というのがなかなかないことや、たとえあった場合でも、検査に応じるというところがうまくお話がつきにくいということもあって、かなり各県、この定点モニタリ

ングの戸数を確保するのに苦慮されているというような事例もございます。

それから、これまで長い期間やってございましたけれども、実はこの定点モニタリングで最初に見付かった、検出されたという事例はこれまでございません。ですので、これよりも、実際には現在、死亡野鳥での検査、環境省でのモニタリングなども充実してきているということと、あとは、次の強化モニタリングにも通じる話なのですが、パッシブサーベイランス、症状を示してから通報いただくというパッシブサーベイランスの方が相当機能してきているということです。早期通報に関してもかなり浸透してきている中で、この定点モニタリングの役割というのは何なのかということのを今一度考えて、アラートメッセージを出すこと、付近に潜んでいるウイルスがあることを早期に見つけ出す検査というところに重点を置いて、この改正案のところですけども、検査対象を家きんではなくて環境試料を使うということに変更してはいかがかと考えてございます。

これについては、各家保で、少なくとも各家保数以上の地点を選んでいただいて、1地点当たり3か所の材料を採っていただき、実施期間は同じで通年、月1回やっていただくものです。検査方法は遺伝子検査を実施していただきます。場所の選定の考え方ですけども、渡り鳥の飛来地であったり、今、留鳥も含めて水きん類などが多く生息するような湖沼といったところを中心に選んでいただきたいというものになります。

次のページの強化モニタリングになります。

強化モニタリングは、先ほどの定点と違って、10月から5月という、いわゆる鳥インフルエンザシーズンに加えて行っているモニタリングです。

現行と改正の比較ですけども、まず違っているのが検査戸数になります。これまで最大30戸という、これは規模数に応じて戸数がそれぞれ定められるんですけども、下の※のところ、※1と※2ですけども、これまでこの30戸というのが95%の信頼度で10%の感染検出できる数の検査農場数ということで選んでございました。これを、95%の信頼度で30%の感染を検出できる数の検査農場数ということで、検査戸数は最大9戸ということで、戸数の方を絞りたいというものになります。

検査実施機関や検査方法については従前どおりというものです。

選ぶ対象ですけども、備考のところですが、これまで規模別のグループ化したものから無作為に農家を選定というやり方をしていたんですけども、それをよりリスクベースでの選定に変えたいということで、なるべく水きん類を飼養しているところを選ぶということですね。パッシブサーベイが機能していると申し上げましたけれども、それはあくま

でも鶏のお話ではあるということで、なかなか症状ベースで気付きにくい水きん類、アヒルなどを飼っている農場を中心に、優先的に選んでいただくということを考えてございます。

こちら県からの強い要望ございまして、特にこの10月から5月という非常にハイリスクシーズンに、家きん養鶏農場に立ち入るということ自体が非常にリスクだということもあって、これになるべく、この機能を維持しつつ、そのような負担やリスクというのを抑えながら、どのような形でモニタリングの機能を維持するかということを考えて、こういった案を考えてございます。

資料3の方に戻っていただけますでしょうか。

資料3、1ページ目、第4のところになります。異常家きんの発見及び検査の実施についての1番目の丸ですが、鳥インフルエンザに係る特定症状、防疫指針と特定症状告示の規定内容を統一すると。これは修辭的な平仄そろえの中身になります。

次が、農場等での簡易検査陽性後に家畜保健衛生所で実施する検査から血清抗体検査を削除するというものになります。こちら県要望があったものですが、これは実際、ゲル沈で血清抗体検査をやることに今なっているんですけども、実際に異常鶏通報があって簡易検査陽性となると、その後すぐPCRに入っていきます。遺伝子検査ですぐ陽性であれば確認できますので、その段階でもう疑似患者確定ということで、防疫作業実施に移るといのが今の流れになってございまして、2日掛かる血清抗体検査のゲル沈の結果を待つということが実態上ないということで、この最初の通報時の血清検査自体は不要ではないかということで、今回削除したいというものになります。

それから、ここに書いていないんですけども、簡易検査について、農場で通報を受けて実施する簡易検査を、今、死亡鳥は11羽で、生鳥、生きた鳥は2羽以上を採ってくださいとお願いして、合計13羽検査するよにということをお願いしてるんですけども、こちらの方を、今11羽、死亡鳥採ってくださいと言っているのを、こちらを8羽に減らしてはかがかという提案をさせていただきたいと思っております。

こちらについても、また参考資料の方を御覧いただきたいと思います。参考資料の3、御覧いただけますでしょうか。

こちら、令和4年シーズンと令和5年シーズンの、陽性のあったところの検査数をまとめたものになります。その基本原則として13羽採ってくださいと言っていた簡易検査の結果をまとめたものです。

令和4年、鶏の場合、これ、簡易検査は気管スワブとクロアカスワブ、それぞれ13検体、つまり26検体、26個のキットを使って検査いただくことをお願いしてるのですけれども、必ずしも全数採れない場合がございます。死亡している鳥自体が13羽いないということもございますので、13に満たない検査数というのもございますけれども、検査数、気管スワブでやっているのが。4年ですと鶏が901やっています。そのうち陽性となったのが734ということで81%の陽性率。一方でクロアカスワブですけれども、少し検出率が落ちて、これは検出率76%となっておりまして、鶏以外の家きんですと、更に陽性率が落ちます。128検体中の80というのが気管スワブで、クロアカになると更に落ちて、128分の41ということで32%となっておりまして。

次のページの令和5年についても見ていただきたいと思います。5年も大きく傾向変わっておりません。気管スワブの方が72%ということで高く、クロアカが若干低い陽性率となっておりまして。

そして、今回の見直しですけれども、現行指針、簡易検査で陽性となる死亡家きんが25%いることを前提に、95%以上の確率で検出できる羽数で11羽としてございます。これに加えて生きた家きんを2羽で、合計13羽やっていただくということを原則としてるのですけれども、それぞれに気管スワブとクロアカスワブやっていただいております。それを今回の改正で、この死亡家きん30%いることを前提に、95%以上の確率で検出できるということで8羽というふうに、少し数を絞り込みたいと考えてございます。生きた家きんは変わらず2羽ということで、合計10羽採っていただくきたいと考えております。

それから、採る対象ですけれども、鶏については、これはもう気管スワブだけ対象でいいのではないかと、つまり、御覧いただいた表で、気管スワブのが陽性率高いということで、気管スワブが出ないでクロアカだけ出たという事例がなく、気管をしっかり採っていれば実際に簡易検査で検出可能でしょうという考え方でございます。

鶏以外のもの、アヒルなどを含めてですが、こちら、やはり気管では採れないでクロアカだけで採れたという事例が1例ございます。そのようなこともあるので、こちらは両方、気管とクロアカ両方、それぞれ引き続き採っていただくということでやっていきたいと考えてございます。

簡易検査については以上です。

また資料3の方に、戻っていただきたいと思います。

資料3の1ページ目、第4の今度は三つ目の丸、定点モニタリングで遺伝子検出検査陽

性となった場合、陽性が確認された地点から3キロ以内の区域にある家きん飼養農場に対して、電話等で異状の有無を確認するよう追記するというものになります。こちら、次の丸の野鳥等で見付かったときと同じなのですが、要は症状ベースではなく見つかったとき、それから野鳥で見つかったとき、その周辺の農場の異状の有無を確認するという行為になるんですけれども、今まで定点モニタリングで見つかったときの記載はございませんでしたので、こちらについては新たに追記をしたいというものでございます。

それから、次の丸の野鳥等のところですが、こちらは、これまで3キロ以内の家きん飼養農場に立入検査を行うようになってございましたけれども、立入検査ではなく、電話あるいは飼養衛生管理支援システムなどを活用して異状の有無を確認いただければいいというものでございます。ただし、これまで感染が確認された野鳥の3キロ以内の家きん農場というのは100羽以上の飼養農場ということを対象にしていたんですけれども、今回は全飼養農場、飼養羽数が小規模のところも含めて、全ての農場に対して異状の有無を確認してくださいというところで、その部分を拡充するような形にしたいと思ってございます。

次の第5番、実質的な内容変更がございません。

第6でございますけれども、こちらは理念的なものになります。病性判定時の措置として、家きんが患畜又は疑似患畜であると判定された場合、都道府県は、当該家きんの所有者に対して、当該家きんに起因する本病の蔓延を防止することについて、当該家きん所有者が第一義的責任を有していることを説明する旨追記とあります。こちら、令和2年の家畜伝染病予防法改正時に加わった規定でございますけれども、法律の第2条の2というところに家畜の所有者の責務というところがございます。それを改めて指針の中にも記載するというものでございます。こちらも都道府県の方から要望があったもので、特に大規模の家きん飼養者の方について、行政がやることを当たり前のように思われているような生産者の方もいるということで、法律上の立て付けは、まずは第一義的には家きん所有者が責任を負っているということをしっかりと周知すべきでないかという御意見もございましたので、改めてそれを反映したものでございます。

第7になります。家畜防疫員は家きんの所有者に対して、患畜・疑似患畜のと殺、当該死体の焼却又は埋却を指示し、当該家きんの所有者による迅速かつ適切な防疫措置の実施が困難であると認められる場合において、家畜防疫員が代わって防疫措置を実施する旨追記するというものです。こちら、今申し上げた第6のところと同じように、まずは一義的には、家畜の飼養者がと殺、それから焼・埋却の処分についても実施する責務を有する

というのが原則になってございます。法律上の立て付けは、と殺の義務、焼・埋却の実施、いずれも蔓延防止のため緊急性があって、必要と認める場合に家畜防疫員が代わって実施するということになっていきますので、法律の規定をそのまま記載するというものになります。

次の丸ですが、焼・埋却が困難な場合でなくても、死体等の化製処理を行うことができるよう変更することによってございます。

次の丸もそうなんですが、死体を化製処理する場合は動物衛生課と協議するよう追記とございます。

この二つの点でございましてけれども、埋却がなかなかうまくいかない事例、埋却地を確保していても、いざ掘ったら水が出たとか、なかなか埋却地で不適であるというような事例が散見されました。埋却以外の手法が使えないかという御相談がちょこちょこ出てきております。県からの相談もありますし、あるいは、自社の農場で化製処理施設を所有している業者の方なんかは、自社農場のプラントで処理できないのかという御相談もございました。防疫上は、理論的には可能かと我々考えてございまして、これについても、埋却地を用意せずとも、自社プラントのレンダリング施設が使えるのであれば、そこを使うことも可能と考えております。あるいは並行して埋却をやりつつ、一方で埋却の容積を減らすためにレンダリングを併用するというようなことも可能かと思っております。そのために、これまで焼却・埋却困難な場合に化製処理という書き方をしていたのですが、並列的に実施できるような形で記載をしたいという変更内容です。

ただ一方で、化製処理を行う業者の団体とかとも意見交換を実施してございましてけれども、なかなか通常、と畜場の残渣などを受け入れているようなレンダリング事業者などの場合は、こういった防疫時の、特に家畜伝染病に汚染されたものの受入れというのは、なかなかすぐにできるようなものではないということも御意見いただいております。そのために、記載第7のところは別に、第2の部分に、事前にレンダリングする場合は、その家畜の所有者がちゃんと、市町村、それからレンダリング事業者、それから周辺農場の方との調整をした上で、事前にその使用について合意するということを記載してございます。つまり、その事前の調整、合意というのがなければ、防疫上すぐに化製場の使用というのは想定されないということになります。これについてはなかなか実行性の面ございまして、これは地域的に、それから各社の状況に応じて、柔軟に選べるようにという趣旨での改正を考えてございます。

次の家畜の死体等の焼却時に焼却施設等において実施すべき消毒の強化を追記について、今まで書き漏らしといたしますか、これを書いておいてもよかったものについて記載をしたというものになります。

それから、次の第8ですけれども、これは次の第9のところと関係しますので一緒に御説明いたします。

第9の1丸目、非商用農場の定義を明記するとともに、非商用農場で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域及び搬出制限区域を設定しないことができる旨を追記とございます。これは、比較的小さいところ、100羽未満を想定していますけれども、小規模でかつ畜産という業を成していない、愛玩、展示など、そのような通常の出荷や飼料の運搬が伴わないような農場、ここについては蔓延リスクというのはいささか少ないだろうと、低いだろうという考えの下、同じだけの移動制限を敷く必要があるのかというところで、ここは状況に応じて、その移動制限を設定しないということができるということにしたいというものになります。

それに伴って、第8のところですが、場合によっては移動制限は敷かないけれども、その周辺の通行制限、遮断はできるようにということで、併せて改正するのが第8の部分になります。

第9の2丸目ですが、本病の発生の監視を強化する監視強化区域を新設するとともに、各制限区域解除要件を見直すとございます。

これについては、参考資料4を御覧ください。

参考資料の4に移動制限の考え方がございます。

高病原性鳥インフルエンザが1枚目になります。この1枚目で説明しますが、まず最初に3キロ、10キロの円を引き、すぐに発生状況確認検査というのをを行います。こちらについては移動制限区域内の農場に関して検査を行って、周辺に蔓延していないかどうかの確認をします。あとは毎日の報告というもの、これは報告徴求というのを義務づけまして、異状の有無、毎日の死亡している鳥の数を報告するということをお願いします。防疫措置を終了した10日経過後に清浄性確認検査を実施し、それから、ここで搬出制限区域の解除検査というのを新たに設けたいと思います。これまで、特段何の検査もせずに、この10日経過後に自動的に搬出制限区域を解除するような形になっていたんですが、この時点で一回、右側の四角の下に書かれてあるように、電話、オンライン会議等を活用しての臨床検査、それから、死亡羽数増加など特定症状見られる場合は簡易検査を実施するという、こ

の段階で搬出制限区域解除に当たっての検査を一回実施していただくというものです。それから、移動制限区域だけ残る形にはなるんですけれども、引き続き搬出制限区域が置かれていたところは、物品の流通自体は制限をしないんですけれども、毎日の報告徴求だけは継続するというをお願いしたいと思います。毎日の報告徴求続ける、この区域のことを監視強化区域というふうに新たに設定したいと思ってございます。防疫措置終了後21日経過すると移動制限区域の解除になるんですけれども、その後更に1週間、28日目までこの監視強化区域というのは継続して、最後は28日経過の段階で再び臨床症状の有無を確認して、何かしら異状がある場合は簡易検査を実施するという解除検査を挟んだ上で、特に何も異状がなければ、ここで全てを解除するという流れを考えてございます。

次の低病原性鳥インフルエンザは、10日目の検査が省略されたような形になりまして、考え方は高病原性鳥インフルエンザと同じ流れでございます。

第9の3丸目ですけれども、移動制限区域の家きんを搬出制限区域の食鳥処理場に移動させることができるよう変更するというところでございます。これは長く業界の方々からも要望が出されてございました。これについてもこれまでの経験を踏まえまして、農場ではないところ、食鳥処理場に持っていくのであれば、その蔓延防止に関しては特段大きなリスクはないだろうということで、搬出制限区域内の食鳥処理場までは出荷可能とすることで変更したいというものです。

それから、次の丸ですけれども、制限区域外から移動制限区域内の焼却処理施設へ、処分するために死体に加えて家きんの排せつ物等、敷料あるいは飼料等を移動することができるように追記するというところでございます。これまでは死体だけが持ち込めるという形になっていたんですけれども、農場由来の敷料や飼料などそのようなものも処分のために移動する場合は可能とするように記載したいと思ってございます。

次は第12のところでございます。

ウイルスの浸潤状況の確認ですけれども、疫学関連家きん判明後の検査について、簡易検査を実施するというものです。これは現在は14日間特段何もなければ、解除するというときに臨床確認と簡易検査を実施することになっていたんですが、まずは疫学関連家きんだということが判明した時点で、これまで特に簡易検査をやると書いていなかったんですけれども、その段階でも簡易検査をやるべきだろうという県からの指摘もあって、それは確かに早く見つかる分にはいいだろうということで、この段階で簡易検査を実施することも追記したいと思ってでございます。

それから、低病原性鳥インフルエンザの疫学関連家きんの定義を見直しとありますけれども、遡り期間についてですね。低病原性は臨床症状が見られないということで、これまで180日間という、半年間遡るという、かなり現実的に難しいような遡り期間が設定されてございましたけれども、これを高病原性鳥インフルエンザと同じ21日間ということで合わせたいと思ってございます。

それから、搬出制限区域と監視強化区域の解除検査というのは、先ほどのところと同様の改正になります。

14、家きんの再導入のところでございます。こちら、モニター家きん導入前の検査を臨床検査と簡易検査に変更するというところでございます。これまではウイルス分離と血清抗体検査を行うこととなっていたんですけれども、それを簡易検査の方に変更したいとなつてございます。こちら県御要望がありまして、このウイルス分離と血清抗体検査になりますとかなり負担が大きいということで、簡易検査の方に変更したいというものでございます。

2丸目ですけれども、発生農場で家きん再導入した後、家畜防疫員が飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行い、当該基準が遵守されていない場合は改善が認められるまで指導を行うということでございます。これまで再導入前の確認を行う規定がございましたけれども、導入した後についても、導入後3か月間のうちに少なくとも立入検査をしていただいて、飼養衛生管理についてちゃんとできているかということの確認をしていただくということをお願いしたいと思っています。不備がございましたら改善するまで繰り返し指導を行うという規定を追加したいというものになります。

多くなりましたけれども、以上が改正を考えている内容になります。

○山口委員長 よろしいでしょうか。

○大倉室長 はい、お願いします。

○山口委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました見直し案について、審議を進めていきたいと思えます。御意見、御質問ある方、いらっしゃいましたらお願いします。

まず、順番からいしましょうか。ざっとなると混乱しそうなので。前文、それから基本方針は変更なしですので、まず資料3を御覧いただいて、第2-1、平時からの取組について、もしありましたらお願いします。

この辺は特にないですかね。

○大倉室長 白田先生が。

○山口委員長 どうぞ。

○白田委員 すみません、2丸目のところで、手当金が減額されるという旨を周知されるというような話があったんですけれども、今現在、実際発生した農家にどれぐらいの期間で手当金というのが支給されているのでしょうか。平均的にはどれぐらいの期間なんでしょうか。というのは、報道で、去年の広島の実例の養鶏場は、鳥インフルエンザ発生した後に破産の方に動いたというような報道がございましたし、私も現場にいるものですから、1年近く手当金が下りるまでに時間が掛かっているという話も聞いておりますので、その辺の情報を教えていただければと思います。

○田中課長補佐 手当金の交付に要する期間について御質問いただいたところなんですけれども、現状、鳥インフルエンザについては、平均すると大体ちょうど1年掛かっているところであります。

○山口委員長 白田委員、今の答えでよろしいですか。

○白田委員 今1年掛かっているということですね。

実際の経営からすると、やっぱり会社としてやっている以上は一年一年決算があって進みますので、それで税金払ったりいろいろするものですから、そういう期も守らないと。

一方で、何か要するに飼養衛生管理基準の未遵守により減免があるというような話もある一方で、手当金は期を超えてしまうというようなことでも、少しおかしいのかなと思うので、その辺のところも配慮していただければなと思っています。

○田中課長補佐 すみません、平均すると1年というふうなところなんですけれども、早期で交付できている事例もございまして、早くても3か月とか4か月とかそれぐらいをしているところではあります。

やはり時間が掛かっているというところは、我々も要望として受けているところではあるんですけれども、手当金交付するに当たっては、家伝法上も鶏の評価額を交付するとなっていて、実際、都道府県での評価に少し時間が要する部分もあるというところで、国としましても、都道府県と協力しまして、しっかり連携取り、なるべく早く評価できるように取り組んでいるところではございますので、そういったところも含めて、引き続き早期の交付に国としても検討を進めていきたいと考えております。

○白田委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○山口委員長 そうしましたら、この改正点の内容、追記するということと、減額のこの

旨周知するよう追記すると、この部分、この2点については特に問題ないでしょうか。

よろしいですか。

そうしましたら、なければ次にいきますね。第2-2、発生の備えた体制の構築・強化ということで、市町村への協力規定を追記する。こちらも特に問題ないでしょうか。

いいですかね。ありがとうございます。

次、浸潤状況を確認するための調査ということで、この変更について御意見、御質問ありましたら、お願いします。

○大倉室長 内田先生が。

○山口委員長 お願いします、内田先生。

○内田委員 定点モニタリングの改正案につきまして、環境試料の方をやるということになっているかと思えますけれども、こちら、多分環境省の調査でもいろいろ、水の方の調査を今までもやっていて、なかなかやはり見付けにくかったりとかあるかと思うんですけれども、その辺の改善点というか、ノウハウ的なのが結構求められるのかなというのがある中で、都道府県に、じゃやってくださいという、いきなり提案をするのか。それとも、何か決まったものを立てて、それにのっとってやってくださいということにするのか。何かその辺りのところがまず難しいのかなというのがある。いきなりやってくださいって言われても、県によってはやっているところも中にはあるんですけれども、実際に見つかっているところってそんなに多くはないのかなというところも今まで経験しているかと思えますというのがまず1点。

あと、これ、環境試料をもしやったとき、多分、高病原性鳥インフルエンザ対象に考えているのかなとは思いますが、低病原性のH5とかH7が出ました、又は何か別の鳥インフルエンザが出ました、それが農場に入るか入らないかというのは分からないので、どこまでこれを突き詰めるというか、例えばH5だったら高病原性か低病原性かというのを調べるけれども、低病原性だから別にリスクはないとも言えないので、そこら辺のところをどういう扱いにするのかなというのがちょっと疑問に思っています。

○山口委員長 ありがとうございます。

私も同じで、技術的な面もありますし、それからそもそも論として、定点モニタリングは今まで家きん対象だったものが、今画面では強化が出ていますけれども、水とか環境試料となると目的がもうまるっきり、そのモニタリングの目的が変わるという理解でいいんですかね。まずそこを確認した上で、さらに、実施するためにはこの技術的なマニュアル

だとかそういうものが、どういうふうに統一していくのかというのを私も非常に危惧するところではあるんですが、その辺いかがでしょうか。

○西中川係長 事務局から、まず1点目について回答させていただきます。

まず、目的につきましては、どちらも発生予防であったり浸潤状況調査というところで、目的は変わらないというところがございます。

その上で、今まで家きんを対象に定点モニタリングをしていたんですけれども、その辺が都道府県の負担が大きい、今まで見つかった事例もないというところで、今回環境検査にいたしました。環境検査にした目的としましては、都道府県の負担軽減されるというところと、見つかった場合に、各農場、周辺農場さんに対してアラートができるというところを考えて、今回環境検査というところ考えているところがございます。

また、内田先生の方からございましたけれども、環境の検査につきましてもいろいろ今、ちょっと名前申し上げられないんですけれども、そういった環境検査に適している検査キット等があるというところ、相談させていただいて、そちらの方を使用するというのを考えているところがございます。

また、必要に応じて、都道府県等々にはこちらの方から情報提供しようかなとは考えております。

○山口委員長 御説明ありがとうございます。

ただ、家きんを対象にしてモニタリングするのと環境試料を対象にしてウイルス見つけるのでは、さっき内田先生おっしゃっていたように、低病原性だのなんだのというものも当然見つかってくるとは思うんですけれども、そうすると、全く目的が違うようにも思うんです。これは目的は同じということなんですか。

○大倉室長 早期に、早めに潜んでいるものを見付けて、アラートメッセージを出すという役割自体は変わっていないと思っています。

ただ、これまでの家きんを対象にしていたものは、これ、定点の場合は通年やっていますけれども、潜んでいる低病原性を見つけ出す検査という性質が強かったものだと思います。高病原については、もう症状の方で先に通報されるということ前提になっていますので、そういう意味では低病原性あるいは届出伝染病である、高でも低でもない、ただの鳥インフルエンザ、そういったものが潜んでいるかどうかというところを見つけ出す検査であったかと思います。

ただ、それについては、これまで長らくやってきた中で1事例も見付かっていないとい

うことと、正しく低ですとかあるいは届出伝染病の鳥インフルエンザを見つけ出すこと自体が、その目的は何なのかというところもはっきりしなかったもので、それよりは高病原性鳥インフルエンザも混ざっている可能性がある環境試料の方で、近くのところでは採れる可能性があれば、そちらの方がアラートメッセージとしては強く発信できるだろうということで、環境試料の方で見付け出したらどうかというものになります。

基本的には、ウイルスを症状以外のパッシブサーベイじゃないやり方で見付け出すという目的自体は変わっていないと思っています。

○山口委員長 私自身は、現行のものは家きんを対象にしているので、特に、今正にお話ありましたけれども、低病原性で症状が出なくて見つからないものを見つけ出すという意味合いが強い目的なのかなというふうに勝手に解釈していたんですが、これを改正案の形にすると、低病原性を見つける、家きんにおける高病原性見付けることはもう完全に不可能にあるので、過去の茨城の例だとか、あるいはウズラのH7、あのとき強化だったのか定点だったのか、ちょっと覚えていないんですけども、全く症状出さない状態で、抗体の検査で、あれ摘発が始まったんじゃないかなというふうに記憶しているんですけども、それがより見つけにくい状況になるということにはならないんでしょうかね。

ほかの委員の先生方も、もし意見があればお願いしたいんですが。

○大谷委員 では、よろしいですか。

○大倉室長 大谷先生が。

○大谷委員 この環境試料の検査なんですけれども、過去に茨城県で、定点モニタリングと強化モニタリングに加えて茨城県独自で行っていた時期がありまして、それは、いち早く野鳥で、もし日本にウイルスが侵入しているということをキャッチしたいという目的でやっておりました。ただ、野鳥の感染事例というのが最近非常に増えていまして、そこに毎月家畜保健所が足を踏み入れて環境材料を拾ってくるということが、本当にいいのかどうかということもありまして、今は中止しております。

あと、検査数なんですけれども、家畜保健所ごとに各3か所ということだと思うんですが、多分これ、見付けるのが非常に苦労するんじゃないかなと思っています。茨城県内だけで当時10か所選定していましたけれども。

これ、音、大丈夫ですか。

○山口委員長 今聞こえています。

○大谷委員 ありがとうございます。今までのって聞こえていましたか、山口先生。

○山口委員長 茨城の状況は何となく分かりました。

○大谷委員 聞こえないかもしれないですね。今のマイク使わない状態で聞こえますか。

○山口委員長 今聞こえたんですけれども、ちょっと切れ切れな感じですね。

○大谷委員 先生、聞こえますか。すみません。

○山口委員長 はい、聞こえます。よく聞こえます。

○大谷委員 茨城県でも過去に10か所、場所を選定して、この環境検査やっていたんですけれども、まず採材が、採材の材料としては野鳥のふん便ということで採材をしていたんですけれども、その検査に適したふん便を探すのが非常に難しかったということと、あとは、当然検査に適していない材料になってしまうと、そもそも検出の感度が非常に下がってくるというのがすごい問題でした。でも、だからといってその検体数を増やすというのは、負担も掛かるということで、なかなかできなかったということもあります。

それから、本当にリスクが高い地点に家保が毎月行くというのが、私の中では少し難しいかなと思っています。

それから、あともう1点は、環境試料、水も考慮されていると思うんですけれども、先ほど検査のキットも何かあるというふうにもお聞きはしているんですけれども、家保が初めて対応するものに恐らくなるといいますので、その検査マニュアルみたいなのがないと対応が厳しいのかなということと、あと、9月に改正ということだったんですけれども、その改正されたもう直後からこの体制に変わるのかどうかもお聞きをしたかったんですが。

○山口委員長 事務局、その辺いかがでしょうか。

○大倉室長 実際この9月を、改正時期見越してですが、その施行を、公表即施行ということは考えておりました。

ただ、その前の段階で、そのキットを販売している会社とは今打合せをしとるんですけれども、できれば早い段階で、病鑑の方もそのキットを練習できるぐらいのリードタイムが欲しいなとは思ってございます。場合によっては、すぐの切替えというのが難しい状況かと思います。各県でも毎月の検査をお願いしている農家さんがいるかと思うので、すぐに打切りとかではなくて、しばらく並行してモニタリングをできるような期間を設けるというのは、考えてもいいかなと思ってございます。

○内田委員 すみません。

○山口委員長 よろしいですか。どうぞ。

○内田委員 よろしいですか。この検出キットというのは、H5とかH7とかを検出する

遺伝子検出検査と考えていいですか。

○西中川係長 H5を考えています。

○内田委員 5か、5とか7とかという検出と、あと、病原性をその後、開裂部位とかを見るのであれば、そこをカバーしているような検査系でないと、ウイルス分離は多分ここでかけないと思うので、病原性についても確定をするのであれば、その遺伝子検査の内容というのでも確認した方がいいのかなと思いました。

○大倉室長 一応、遺伝子検出検査やった後、陽性となった場合はウイルス分離検査を行うということは想定しています。

○内田委員 じゃ、材料としては、多分、私が想定している会社だと思うんですけども、全部高濃縮して遺伝子検査だけをやるみたいな方向性のキットだったと思うんです。なので、材料をちゃんと同じもの、生きたものがちゃんと採れるかどうかというのはちょっと不安だなというのがあって、分離もできるか否かは微妙なところなんですよ。多分その遺伝子をすごく増幅させて検出するみたいな形なので、遺伝子としては出るかもしれないけれども、分離をかけても出ないことがあるんです、今の系だと。なので、その場合に、低病原性か高病原性かも分からない可能性もあるのかなと。

○山口委員長 あと、もう1点あるとすると、私もその会社、何となくイメージできるんですけども、多分遺伝子を、濃縮かけて遺伝子検出だと思うんですね。分離には、多分あれ、濃縮しちゃうともう使えなかったと思うので、その場合に特に、我々も経験していますけれども、水からだとか環境サンプルだと複数のウイルスが混ざっていて、特に水鳥がたくさん集まるようなところではそういうことが十分起こり得るんですね。それをうまく分けてキャラクタライズできるのかどうかということもちょっと気をつけないといけない。鶏には感染しないような低病原性のウイルスを、いたいたというので大騒ぎになるような形になるのもちょっとどうなのかなと、危惧はしました。

以上です。

あと、これ、通年ですよ。通年で渡り鳥のいる水場でというのがよく分からなくて、具体的に毎月毎月、夏場とか何をどうするのかということのも非常に疑問には思ったんですが、いかがなんでしょうか。どういう形を想定されているのか、教えていただきたいんですが。

○大倉室長 実際は、各家保で1地点は少なくとも選んでほしいと考えているんですけども、定点ですので、いつも渡り鳥が来る、あるいは留鳥が既にそこでいつも泳いでいるような湖沼があれば、ずっとそこをモニターしていただくということは想定しています。

夏場も含めですね、冬の間も。

なので、リスクのあるところに家保職員が行くのはというのも、御意見もございましたけれども、その間も、家さんの農場に行くということ自体も余り、避けたいという声も一方ではありまして、特に強化モニタリング、定点もそうですし強化もそうなんですが、シーズンの真っ最中に農場の中に入り込んで、毎月採りに行かなきゃいけないということ自体、できれば避けたいという声も都道府県の方から頂いておりまして、では、農場じゃないところでアクセスして、アラートメッセージを出せるようなものということで、環境試料ということを考えてはありました。

あとは、検査法の手技については、しばらく時間を取るような形と、あと、山口先生がおっしゃった、鶏に感染しないようなインフルエンザウイルスを採ってしまって右往左往みたいなこともないよというのはあるんですが、それは検査系の問題かと思うので、どの段階の材料を使って何ができるかというのは、いま一度検討したいと思います。

○岩科委員 すみません、いいですか。

○山口委員長 いかがでしょうかね。

どうぞ。

○岩科委員 自然研の岩科です。

今も先生方がおっしゃったことの繰り返しになる部分もあるんですけども、環境水とか野鳥のふん便の調査は環境省の方でも長らく、それらを使っていち早く国内にウイルスが侵入したことを検出するための目的で、そういったサーベイランスを全都道府県に協力をお願いして実施してきていたところ、これまでの実績を見直しまして、そのシーズンに最初に検出された高病原性の事例というのが、その定期ふん便調査とか、その採水調査では検出されることがなかったことから、都道府県の皆さんの負担も考え、その効率も考えて、昨年度、それを中止したところです。その代わり、毎年9月、10月を早期警戒期間に設定しまして、死亡野鳥の方の調査、パッシブサーベイランスの方を強化する形に切り換えたところです。

色々な課題があると思うんですね、ふん便調査とか採水調査は。先生方おっしゃっていたみたいに、本当にその検査に適した検体を採取しなければ検出は難しいですし、あと、定点調査といって、多分きっと同じ湖沼とかで毎月採るとしても、年によっても月によっても渡り鳥の来る状況とかも変わってきて、本当に検査に適したふん便がそこに落ちているのかどうかとか、職員の方々が検体採取に行けるタイミングでそこに適切なものがある

のかとか、様々な課題があると思うので、そのサーベイランスについては環境省とも情報共有したりとか、今までの課題とかそういったことについてもちょっと情報共有したりとか、相談するというこゝもしてみてもいいのかなと思いました。

以上になります。

○山口委員長 ありがとうございます。

事務局の方からもし何かあれば、お願いします。

○大倉室長 ありがとうございます。

長く環境省さんの方で集まった様々な知見があろうかと思います。昔から確かに環境材料、特にふん便から検出するのは難しいという話を聞いていましたし、いわゆる採れやすいだろうというふん便が、都合よくなかなか落ちていないって話も聞いてございます。

あと、鳥取大学などの毎年採っていただいているようなところあるんですけども、あれも多分長い経験に裏打ちされたふん便からの採取ということで、かなり技術的な問題、ハードルは高いので、全部の家保でできるかという、なかなかそうではないかとは思いますが。

ここの定点モニタリングのやり方については、先ほど申し上げたとおり、いろんな県から見直し、かなり強い声があるので、本当に農場の検査をこれ以上、まだ同じだけの規模で続けるかどうかというところは、見直しをしたいなとは思ってございまして。シーズン中に農場に入っていくというだけではなくて、なかなか今人員が割けないということと、あとは農場の数が確保できないというのが実態上出てきてしまっているという中で、モニタリングの、理想的に描いているモニタリング自体がなかなか実施できないという現場での難しさというの、今の現行の中でも出てきてしまっている、何らかの見直しは必要かなと思ってございます。まだちょっといろいろ意見をお聞きしていきたいと思います。

○山本委員 山本です。いいですか。

○大倉室長 山本先生が。

○山本委員 山本ですけども、聞こえますか。

○山口委員長 どうぞ。

○山本委員 すみません。聞こえますでしょうか。

室長から今御説明あったんですけども、整理をしなければいけないのは、定点モニタリングで農場をモニタリングしていくこと。これが今毎年、野鳥由来の高病原性鳥インフルエンザの発生をこれだけ経験してきていて、農場での早期通報にある程度現行の体制で

自信を持ちつつある中で、わざわざ高病原性鳥インフルエンザを探しに農場に入る必要はないよねということは、それは皆さん多分合意で、定点モニタリングとしての通年の農場立入りについて、農場に立ち入ること自体によるリスクを下げる意味でも、これをやめていこうという議論は、今日、今の議論でも受け入れられているのではないかと思います。

それはそれとして、別の問題として、これをやめるから何か新しく始めなければいけないわけじゃなくて、単純にやめるだけという議論もあっていいと思うんですね。

逆に、山口委員長から冒頭指摘がありましたけれども、検査の性質として、やはりこの定点モニタリング、従前の定点モニタリングと現在計画されている環境モニタリング、これは代替のものではなくて別の論点から計画されているものだというふうに、今日参加の委員の方も理解されているんじゃないかと思います。とすると、やめるものはやめると。その後で、もちろんやめることについての是非についてもまだちょっと論点が残っているかなと思いますけれども、それと別に、この定点モニタリング、環境モニタリングを始める必要があるのかということになろうかと思います。

今色々な御意見が出た状況からすると、環境省さんのスキームとして今まで取り組まれていた中で、それについても余り効率的じゃないといったような観点から、死亡野鳥のモニタリング、死体の方のモニタリングの整理をされているということもあります。

また、都道府県の業務として、これまでそのような取組があることについて指針に盛り込んでいこうということではなくて、今まで取組がなかった部分について都道府県であえてスキームに加えていこうという話でもあるようですので、では、それが果たして、一つにはこういったモニタリングの必要性がどうかという点で、あと、このモニタリングを実装する方法として、都道府県の通年の取組として指針に盛り込むことがベストなのかという点からすると、やはり問題が多くてですね。今、委員からも指摘がありましたけれども、環境省のスキームと整理をすること、あと、都道府県の体制として実施する必要性について整理をすること、この2点について検討がやはり必要で、その上で都道府県の合意もあって、やらないにこしたことはないって議論は常にありますので、その体制の面からも十分実施可能であって、かつ有効性も見込めるということであれば、指針に国が定める取組として規定することもありかなと思いますけれども、現状ではそこまでの議論は醸成していないのかなというふうに考えております。

以上です。

○山口委員長　ありがとうございます。

今までの——止まっちゃったかな。聞こえていますか。

○山本委員 聞こえています。

○内田委員 大丈夫です。

○山口委員長 取りまとめていただいて、ありがとうございます。問題点その他、はっきりしたんじゃないかと思います。

定点モニタリングなんで、私の中で、やはり家きんに入る低病原性の摘発という部分かなり大きい目的なのではないかなと勝手に思っていました。高病原性ならば死ぬので、早期通報という形で、かなり早い段階で見つけることはできると思うんですが、過去の事例見ても、低病原性は気が付いたら広がっていたという場合がままあるので、そういう意味では、大きなところで抗体を見るというのはそれなりに意味があったのではないかなと思うんですが、それが労力に対する効果として不釣り合いということなのか、それとも、それであってもやはり今後の状況の変化によって必要だというふうになるのか、そこを明確にしないといけない。単純に家きんを対象にしたものを環境サンプルで置き換えるというのは、やはり無理があるのかなと私自身感じています。今、山本委員に取りまとめていただいたとおりで、別の話になるのかなと思ってはいます。

事務局の方はいかがでしょうかね。

○大倉室長 そうです、御意見いただいたのは、そのとおりかと思います。

実行上の問題と検査系の問題というのが一番大きいかと思っていますけれども、この家きんにおいて、山口先生がおっしゃるLPAIを見つけ出すというところも、この現行の定点モニタリングができてからこれまで一度も見付かってきていないという中で、なかなか。強化モニタリングではこれまで1事例はあるんですけども。

○大谷委員 よろしいですか。

LPAIの、茨城県の場合は、一養鶏場で産卵率が低下したということで、民間機関だったかな、検査を依頼したところ、LPAIが検出されたということがありまして、それが、気が付いたときには県内に浸潤をしていたという状況でした。

それから、ウズラの事例は、たしかウズラは検査やらなくていいのかということで、定点モニタリングに愛知県のウズラの組合長さんかどこかの農場で検査に協力したところ、LPAIが検出されたということで、そういった経緯だったというふうに記憶はしております。

○内田委員 たしかその強化モニタリングをその年から始めようとして。

○大谷委員　そうです。

○内田委員　ウズラが、では、やったださるということで始めたら出てきてしまって、ウイルスがたまたま採れたんですけれども、最初血清が陽性で出てきていたんですが、ウズラの中で循環をしていたのか、ウイルスもたまたま採れてきて、周りを調べたら結構抗体持っている農場も7戸ぐらい見つかったので、その頃には多分、強化モニタリング始めたときには既にもう広がっていたというような状況だったので、その前にもし定点モニタリングをしていたら見つかったという可能性はあるかなとは。

○山本委員　ただ、先にこの環境の話を決着つけてから低病原性のモニタリングをどうするかの話にいつていただきたいんですけれども。まず、この環境の話、どうされますか。

○大倉室長　環境試料は環境試料。というか、もともとの発想は先ほど言ったとおり、ちょっと県の、割と悲鳴に近い、もう続けられないという……

○山本委員　それはいいんですが。

○大倉室長　負担の声があって。では何もモニターしないでいいのか。アラートメッセージ、何らかの形で、それこそ欧米のように季節問わずウイルスが動いている可能性というのも、検出できるものをなくしてしまうというのは難しいのではないかとということで、何らか見付け出すスキームは残しておきたいということで、環境試料を考えたものです。

なので、通年でやっている定点モニタリングというのはある程度やっぱり必要だと思っていまして、いつも10月以降じゃないとウイルスが来ないという固定観念というのも危険だと思っていますので、何らか引っ掛けておきたいという一方で、農場の検査というのがなかなか継続困難だという県が出てきているということでございます。

○安岡消費・安全局長　すみません、局長の安岡です。

今ほど山本先生がおっしゃった整理にならざるを得ない、ここの議論はならざるを得ないのかなというふうに思っていて、1対1じゃないですね。環境試料は環境試料で、現行の家きんの調査をするかどうかというのは、今回はやっぱり別物で考えて、こちらをやめるからこちらをやらなければいけないという性格のものではどうやらなさそうな感じがするのと、残念ながら、事務局側ですけれども、環境試料をやるにしても、もう少し幾つかの論点、環境省が続けるのを断念した論点だとか、検出した後の技術系としての、最終的にウイルス分離に至るところができないと、環境試料として得たとしても変なものをミスリードしてしまうという論点を、幾つかやっぱり片付けざるを得ないですね。片付けないと、この議論はこれ以上は前へ進められないので、事務局として、もちろんこれ今後

のスケジュール感とかがあって、やらなければいけないとは思いますが、その辺の論点を我々なりにもう一回、今日いろいろ明確に皆様からは論点を頂いたので、山口先生からもLPAIの話も含めて頂いたので、その辺は一回整理をして、それでここは提示をするしかないように思います。

○山口委員長 すみません、どうぞ。今のお話、ほぼ聞き取れなかったもので、申し訳ないですが、どうぞ。

○森口委員 すみません、森口ですが、いいですかね。

○山口委員長 はい、どうぞ。

○森口委員 何か蒸し返すようで申し訳ないんですが、環境試料について、こちらでも、2018年なんですけれども、都道府県の自然環境局、環境系の方に環境省の鳥フルのふん便のサーベイランスをしている、正にその部局の方たちにアンケートを取っていたんですね。回答してくれたのは38都道府県程度だったんですけれども、その中で都道府県が独自にふん便の検査をしているってところは3県ほどしかなくて、なので、それ以外のところはまずスキルがないと思った方がよろしいかと思うのと、ただ、環境省のふん便のサーベイランスというのは、拾うのは都道府県の人とか都道府県がお願いした野鳥の会みたいな支部の人とか、そういうところの人たちが拾ったものを国立環境研究所のつくばまで送ってもらってやっていた検査なので、その間にウイルスがどんどん劣化してしまうという状態にはあったと思うんです。なので、それを素早く都道府県の家保でやってもらうという状態になるのであれば、大分その状況は変わるんじゃないのかなと思っていて、しかも、岩科先生とかが多分関係していると思うんですけれども、そのふん便サーベイランスのスキルアップのための講習会などもされていたと思いますので、むしろ自然環境部局の人たちはそれなりにスキルがあるはずなんですよね。

なので、それぞれ役割分担をして、野鳥の担当の人たちが採りに行って、検査は家保でしてもらうというような流れができれば、その環境試料の検査というのがうまいこと都道府県の家保で回るんじゃないのかなというちょっと希望はあるかなと思っていて。特に環境省の方が今ふん便のサーベイランスをやめてしまったというのはすごくもったいないことだとは思いますが、それをもしこちらの農水省側からお金を出してやるってなったら、まだやりたいと思っている都道府県の人たちは結構いらっしゃるみたいで、でも自分たちにお金がないからできないというところもあると思いますので、そこの何とかウィン・ウィンな関係でできるような仕組みができれば、もしかしたらうまくいくんじゃないのかな

と、ちょっと希望があります。

以上です。

○大倉室長 いろいろ御提言も含めて御意見いただいて、ありがとうございます。

一旦、先ほど局長申しましたけれども、本日、この家きんの代わりに環境試料ということもなかなかできないということで、それぞれ、環境検査をどうするのか、今の現行の家きんのモニタリングをどうするのかということを一旦整理いたしまして、また改めて御相談させていただきたいと思います。一旦このモニタリングについてはここで、すみませんけれども、事務局で引き取らせていただきたいと思っております。

○山口委員長 分かりました。そしたら、事務局の方でモニタリングについて一度整理していただいて、もう一遍仕切り直しというか、再度提案をしていただければと思います。

今問題になったのが定点モニタリングについてだったんですけれども、この強化モニタリングの方も、水きん類にシフトしていくということなんですが、確かに水きん類にシフトして、見つかりにくいものを早期に摘発するという意味ではいいとは思いますが、これはあくまでも水きん類が多いところはもう水きん類だけというわけではなくて、鶏も当然含めた形でやるという理解でよろしいのでしょうか。

○大倉室長 水きん類を飼養している農場が多い県があった場合は、極端な話、鶏農場が対象にならない県も生じ得ます。

○山口委員長 対象にしない場合もあるということですね。

○大倉室長 そうですね。十分に水きん類飼っているところで、数を賄えるようであれば。もし9戸に満たない場合には鶏の農場も含めて検査をするという考え方でおります。

○山口委員長 そうなると、ますます鶏における低病原性の摘発の機会は、ほぼなくなる可能性もあるという理解でよろしいでしょうか。

○大倉室長 そうですね。鶏農場という面ではモニタリングでカバーするというのは薄くなっていくというのは、そのとおりかと思います。

○山本委員 山本ですけれども、いいでしょうか。

○山口委員長 どうぞ。

○山本委員 すみません、今、先ほど2点申し上げた論点の二つ目の論点に移ってきているんですけれども、我々がこれから低病原性鳥インフルエンザに対してどう対応していくのかという論点です。

今回の指針改正で、その関係で2点ポイントが入っていて、一つには、病気の発生がな

い状態でのこの病気に対するモニタリングをどうしていくのか。これは、従前の方法としては、強化モニタリングと定点モニタリングというスタイルで仕込まれていました。今回の改正においては、定点モニタリングを環境材料にしてしまって農場をやめましょうというのは先ほど御説明のとおりで、強化モニタリングについては、鶏を基本的には注視しないようにして、アヒルとかエミューとかがいるのであればそちらを中心にしてもらおうということですね。

アイディアとしては、当然、高病原性鳥インフルエンザであっても症状は出にくい、死亡が起こりにくいという特性を持っておりますので、低病原性に限らず、鶏以外の家きん飼養農場に対して抗体を用いたモニタリングの体制を構築していこうというのは、大変いい、戦略的なアイディアだろうと思っております。

ここで注意が必要なのは、むしろその鶏の低病原性鳥インフルに対するモニタリングも我々は手放していいのかということです。これは実はもう一つの別の問題と絡んでおりまして、低病原性鳥インフルエンザの発生農場に対して、日本はいつまで殺処分を続けていくのかって論点です。

どう関係していくのかというと、茨城県の過去の低病原性発生農場の事例、先ほどいきさつの紹介がありました。あと、愛知のウズラの低病原性農場の流行の事例、この2例を我々は経験をしているんですけれども、いずれも大変痛い思いしております、見付けたときにはえらい広い範囲に浸潤をしていて、一体いつから流行しているやら全く分からないというのが低病原性鳥フルです。幸いにして全国流行には至っておりませんで、比較的、例えば茨城県と隣の県とか、あるいは愛知県のウズラ、これはウズラという特殊な業態だったんで、それ以上広がらなかったということはありますけれども、今のところに2例、痛い目に遭いましたけれども、割と限定的な事例で収まっております。

日本の場合は、発生農場でウイルスが採れてしまうと、低病原性であっても高病原性と同じように、農場全体お取り潰しなんですね。手当金はもちろん支払われます。ただ、これが海外でも一般的かというと、決してそういうわけではありません。低病原性鳥インフルエンザについては、病原性移行？イコウの問題もあって、日本は殺処分対象にしてきたところではありますけれども、昨今、高病原性鳥インフルエンザの経験をこれだけしている中で、低病原性鳥インフルエンザに対してどこまでやるのかって議論は当然あるわけで、欧州を中心に、鳥インフルエンザについてはそこまでの対応を取っていないという現状があらうかなというふうに思っております。

モニタリングとの関係に戻りますと、もしモニタリングとの手を離すのであれば、この発生時の殺処分とも本来は手を離すべきです。何故ならば、発生時になったらお取り潰しちゃうのに、ふだん見ることをやめて、偶然見付かるまで放っておくというのは、これは、返済の方は気を遣わないで借金だけしていくみたいな状態になってしまうので、大変危険ですね。発生時の生産者の負担も相当大きいものになると考えております。

逆に、法律をもって国内ではL P A I の発生農場の存在を許さないという態度を堅持するのであれば、一定程度、通常時点からのモニタリングを堅持していかないと、都道府県も大変ですし、国もひいては大変だということになろうかと思えます。

同じ論点は、話が飛びますけれども、第12に、発生したときに何日間遡って疫学関連農場探しますかという規定を、今回180日から21日に短縮をしております。これも実はフィロソフィーは同じで、低病原性鳥インフルの場合は、発生農場があると、一体その農場がどこの農場かもらったのか、あるいはいつもらったのかということについての特定が極めて難しくなります。高病原性鳥フルの場合は、発生すると21日もすれば死亡があるだろうと。逆に言うと、その21日遡った以内には、ウイルスが入ったのはそれより後だろうと。なので、それぐらいまでにお付き合いがあった農業だけ遡ればいいんですけれども、先ほどのウズラの事例あるいは茨城県の鶏の事例はそういうわけにはいきません。1か月、3か月、5か月遡った時点でだけ鶏の導入でお付き合いがあった事例、これらについてもウイルスの出し元になった可能性があるので、追跡をして、できるだけ根こそぎをしてやらないと、またそういう農場間の暗黙的な感染拡大、潜伏期内感染拡大を許してしまうと。見つかったら見つかった、また処分しなければならないということになります。

ですので、この両者はセットでして、低病原性鳥インフルの防疫体制について見直しをして、高病原性並みの措置をしないということであれば、モニタリングも追跡の対象も軽減してオーケーかなと思っております。

一方で、今のように防疫対策、殺処分しなければならないと思っているのであれば、追跡を軽減したりモニタリングを軽減したりするのは慎重にしていかないと、しっぺ返しを食らうのかなと思っております。

以上です。

○山口委員長　すみません、今のもあまりよく聞き取れなかったんですが。申し訳ないです。

大分時間押しているんですけれども、モニタリングのこのやり方の修正については、や

はりいろいろと問題があつて、ちょっとこの場ですぐに何かということはなかなか難しい状況だと思うので、やはり事務局の方で一遍もんでいただいて、また原案を出していただくということでよろしいでしょうかね。

○大倉室長 はい、そうさせていただきたいと思います。

○山口委員長 では、すみませんけれども、それでよろしくをお願いします。

ちょっと時間押しているんで、次の第4の方に移りますね。異常家きんの発生及び検査の実施ということで、こちらの項目についてはいかがでしょうか。丸が四つありますが、いかがでしょうか。

1 番目、2 番目については特に問題ないでしょうかね。

3 番目について、これはやはり低病原性の場合というのが気になる場所なんですけれども、電話等で異状の有無を確認して、これも定点モニタリングに関連してなんでしょうと分かるんですが。ここで言っている定点モニタリングというのは、水の環境サンプルの検査という、そういう意味ですか。

○大倉室長 そのとおりです。

○山口委員長 これも、低病原性の性質によっては特に何も無いという場合もあるかと思うので。

それと、水から低病原性が採れてくるというのはあり得る話だとは思っているので、そこは定点モニタリングの内容と併せての対応が何か必要なのかなという印象を持ちましたが、いかがでしょうか。

皆さんの方から何かあれば。

特にないでしょうか。

では、次に丸の4 番目ですか。遵守状況等の確認追記という点について、こちらはよろしいでしょうかね。

もしなければ、第5の病性等の判定、こちら変更なしなので、第6が病性等判定時の措置について、いかがでしょう。こちらは特にないですかね。第6 番目、よろしいでしょうか。

次が第7 番目、発生農場等における防疫措置で丸が四つありますが、こちら、いかがでしょうか。

1 点確認なんですけど、化製処理を行うことができるということなんですけれども、化製処理によって得られた油分だとかミール、そちらの処理というのは最終的に焼却になるん

でしょうか。

○大倉室長 鳥については、化製処理というのは消毒という法律上の扱いで行っていただくことになっていまして、消毒を終えた後の産物については、特段家伝法上の汚染物品とくに該当するものではないという考え方で整理しております。

なので、実際の家伝法上の扱いとしてはもう、その先どういうふうに利用するかというのは特段ケアしないということなんですが、ただ一方で、業界の方々の御意見を聞くと、ふだん商売ベースでと場残渣とかを受けているようなところが、いざ感染鳥を受け入れたときに、実際にその出てきた産物を商品として、餌あるいは肥料の原料として販売するというのはかなり難しいだろうという御意見も頂いてございます。

なので、実態として、防疫上の減容化ですね。容量、かさを減らせるというのもレンダリングの効果ですので、埋却地の容積を縮小するための減容化処理としてのレンダリングということも、防疫手段の一つとして考え得るんじゃないかと思っております。

○山口委員長 そうなると、法律上は化製処理した後のものは商品として出すことは特に問題はないけれども、実際上はなかなかそれは難しいかもしれないということで、その後、焼却あるいは埋却になる可能性が高いという理解でいいでしょうか。

○大倉室長 今のところ実態面では、そうですね、最終的には焼却か埋却になる可能性は高いと思っています。

○山口委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほか、何かありますか。

よろしいでしょうか。

そしたら、第8番目、通行の制限又は遮断の部分ですが、いかがでしょうか。

これは必要に応じてとなっていますけれども、全車両を対象に通行制限又は遮断をするということなんでしょうかね。それで、通行制限というのは、これは消毒ポイントという意味なのか。この通行制限・遮断を行う目的が、ぱっとイメージが浮かばなかったんですが。

○大倉室長 これはかなり厳しい措置の一つになります。通行制限・遮断というのは、基本的には、そこで生活をしている方の通行以外は行わせない。一回物の流れを止めるという考え方で、スタンドスティルというような考え方の、かなり強力な措置の一つです。移動制限より更に厳しい制限というふうに受け取っていただければと思うんですけれども、移動制限しない場合で、かつ、本当に制限しなきゃならないような場合を想定して、一応

制限をかけないけれども、この通行遮断というのは取り得るという選択肢の一つとして残しておこうというものです。

消毒ポイントとは別になりまして、消毒ポイントは別途、第11という3ページ目にあるこちらで、移動制限設定しなくても消毒ポイントは設定できるよというのは、別途規定をしたいと思っております。

○山口委員長 そうなると、これはもし実施する場合は、一般車両を含め全車両が対象という理解でいいんですかね。

○大倉室長 原則としてはそうなります。

○山口委員長 非商用農場というと、想定されているのは動物園のような展示施設でしょうかね。

○大倉室長 流通という出荷形態を取っていないだとか、あと、飼養している家きんが100羽未満だとかということの該当すれば、動物園も該当し得ると思っています。あとは、実際に今シーズン、山口県で発生したような農場なんかは一番イメージしやすいかなと思っています。

○山口委員長 分かりました。じゃ、その非商用農場の定義はどこかに書かれているわけですね。

○大倉室長 はい。こちら、また留意事項の方で細かく記載しようと思っております。後ほどまた留意事項のところで付言しようかと思っておりますが、定義は別途、局長通知で定める留意事項で書きたいと思っています。

○山口委員長 承知しました。ありがとうございます。

ほか、何かありますでしょうか。よろしいですか。

そしたら、第9に移りますね。移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定ということで、こちら、いかがでしょうか。

○大谷委員 よろしいですか。

○大倉室長 大谷委員。

○山口委員長 どなたかありましたか。

○大谷委員 大谷です。

○山口委員長 どうぞ。

○大谷委員 三つ目の丸のところなんで、確認なんですけれども、移動制限区域内の家きんを搬出制限区域の食鳥処理場に移動させることができるように変更するという事なん

ですけれども、移動制限区域の前に搬出制限区域というのは解除されるんですけれども、そのときにこの書きぶりの解釈というのはどうなるのでしょうか。移動制限区域内の家さんは搬出制限区域が解除されてしまうと移動できなくなってしまうかどうかをちょっと確認したいんですけれども。

○山口委員長 事務局、いかがでしょうか。

○大倉室長 そうですね、これは搬出制限が消えてしまうと出荷ができないような記載になってしまいますので、実態上は別にリスクが増える地域ではなくて、逆になりますので、こちらは書きぶりの方を修正したいと思います。実態は、移動制限区域内から搬出制限に該当する地域、それが搬出制限がなくなって監視強化区域に変わったとしても、引き続き出荷可能というふうにできるように考えたいと思います。

○大谷委員 ありがとうございます。

○山口委員長 ありがとうございます。

ほか、ありますでしょうか。

私から1点、この制限解除の要件というのがよく分からないんですけれども、参考資料の4に高病原性鳥インフルエンザ発生時の移動等の制限についてということで、制限解除の要件で清浄性確認と搬出制限区域解除の検査というのがあるんですが、私の理解では、これまで清浄性確認検査でオーケーの場合には搬出制限は解除されていたように記憶しているんですけれども、この改正案で、搬出制限区域解除検査と清浄性確認検査の位置づけというのは、これは何がどう違うんですかね。その辺よく分からなかったんですが。

○大倉室長 清浄確認検査自体は、この移動制限区域内に対して行われるものです。搬出制限区域解除検査というのは、この名のとおり搬出制限が、この清浄確認検査で10日を経て特に異状がなければ解除されてしまうんですけれども、これまで自動的に、何も確認というプロセスも得ないままなくなってしまうというのは、緩過ぎないかということもあってですね。特に令和4年シーズン、10キロ圏内での続発事例が何件かございまして、この10キロ圏内というのはやっぱりハイリスク地域だということで、ある程度の監視、それから解除する際の確認というプロセスは経ていいんじゃないかということで加えたものです。

○山口委員長 清浄性確認と搬出制限区域解除検査は、対象の区域が違うという理解ですかね。

○大倉室長 そのとおりです。

○山口委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

○森口委員 森口です。よろしいですか。

○山口委員長 どうぞ。

○森口委員 先ほどの非商用農場のところなんですけれども、この対応は野鳥の対応と同じようになるってことですか。3キロ圏内の立入検査とかしないとか。そこら辺がよく分からなかったんですが。

○大倉室長 そうですね、非商用のところというところと野鳥での確認というのは、同じような考え方で確認するというふうに変えたいと思っています。

○森口委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○山口委員長 そのほか、ありますでしょうか。

4番目の丸のところで、焼却施設等へ移動することができると書いてあるんですけども、この焼却施設で防疫対象の発生農場の鳥を焼いているということはあるんですかね。

○大倉室長 理論上は、ないわけではないんですけども、もしキャパシティがいっぱいで、発生農場の死体を、殺処分した死体を燃やしている施設であれば考えられます。これは、想定しているのは通常の営農行為の中で出てきてしまう死体や敷料、飼料の移動を考えてございますので、もし発生農場をやっているとなると、恐らく受入れキャパがない状態じゃないかと思っております。そういうときはほかの焼却施設に回す、あるいはできるだけ農場の内で保管していただくというような対応をお願いすることは想定されます。

○山口委員長 だから、発生農場の焼却が短期間で終われば、その後は普通に区域外からもこういったものを受け入れて同じ焼却施設で焼いて、運び込むのもオーケーという理解でよろしいのでしょうか。

○大倉室長 そのとおりです。外から中に入れるものについては、引き続き、移動制限区域内であっても許すというか、許可するということを考えています。

○山口委員長 実際、発生農場の鳥を焼いた場所での消毒というのは十分に行われていて、それが終了した後、その施設に外部から入ってきても、特にそれは病原体を出す可能性はもうないというふうに考えていいわけですね。

○田中課長補佐 防疫業務班の田中でございます。

この制限区域外から移動制限区域内への移動についてなんですけれども、現状、指針に

おいては、家きんの死体についてはできることとなっているんですけれども、排せつ物等について規定がないというところがそもそもの問題点でした。

実態としては、正にその死体の、患畜の焼却をやっているような焼却施設に持っていくというよりも、移動制限区域外にある農家さんが、たまたまその制限区域内に日頃から使っている共同の堆肥場であったりだとかそういったところに、指針上は持っていけないような規定になっていた。実態として死体は例外的に持ち込めることにはなっていたので、同様に排せつ物やそういったものについても移動することができるようにというふうな形で改正したいというところが、一番と考えております。なのであまり、正に患畜を燃やしている焼却施設に持っていくというふうなことは、実態としてはなかなか起こり得るものではないとは思われます。

○山口委員長 分かりました。交差が起こり得るようなものとまずいなと思ったので、念のため確認いたしました。ありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。いいですか。

そしたら、第10は変更なしで、第11、こちら、いかがでしょうか。こちらも特にないのですかね。設置できるという追記です。

そしたら、次が第12ですね。ウイルスの浸潤状況の確認等ということで、こちら、いかがでしょうか。簡易検査を追記となっていますので、よろしいでしょうか。

○山本委員 山本です。

○山口委員長 どうぞ。

○山本委員 先ほど山口さんがちょっと聞き取れていなかったということで、確認なんですけれども、聞こえていますか。

○山口委員長 はい、大丈夫です。クリアです。

○山本委員 低病原性鳥インフルエンザの疫学関連家きんの調査の遡りの期間、こちらを180日から21日に短縮する件については、低病原性鳥インフルエンザの場合は農場へのウイルスの侵入時期の同定が極めて難しく、もし低病原性鳥インフルエンザの発生農場について殺処分等の防疫対応を必要とするのであれば、ここを高病原性鳥インフルエンザと同じ21日にするのはちょっと危なくて、やはり十分180日、これは遡れる限りという意味だと思いますけれども、十分な期間遡って関連農場を特定していくと、あぶり出していくという規定が必要かと考えております。もしここを短縮するのであれば、低病原性鳥インフルエンザの摘発農場に対する防疫措置の軽減も併せて議論していく必要があると思って

おります。

以上です。

○山口委員長 ありがとうございます。

今の御意見、私も賛成です。実際遡れるかどうかは別にして、低病原性の場合は、過去の事例を見ても相当広がっている場合があるので、追い掛けられる範囲でできるだけ追い掛けてというスタンスがより望ましいのかなという印象は持っています。

この件について事務局から何かあれば、お願いします。

○大倉室長 先ほどのモニタリングでの低病原性をどう扱うかということとつながる話かと思います。低病原性については長らく、やはり過去の大きな流行の2事例、かなりつらい対応だったというのはそのとおりなんですけれども、近年見つかってきていないという中でどう扱うべきかということと、海外での状況と併せて我々、中長期的にこのLPAI、どう防疫措置も含めて対峙すべきかというのは、また別の検討の必要があろうかと思います。防疫措置自体ををどうするかということになると、今の指針を字面だけ変えてという形にはならないかと思いますので、いろんな材料を用いた検討というのを別の場で、また改めて検討したいと思います。

○山口委員長 そうしますと、この期間はどうか。180から21ですか、短縮ということに関しては。これは短縮するという形なんではないかな。

○大倉室長 今の山本委員の御意見ですと、飽くまでも防疫措置とのセットかと思っています。殺処分の方の変更が伴わないのであれば、引き続き、できる限りの遡りでやるべきという御意見かと理解しておりますので、そこら辺は今回の改正で触るか触らないかというのも、一回検討させていただきたいと思います。

○山口委員長 よろしくをお願いします。

言いそびれしまっていたんですけれども、ひょっとするともう既にどこかで議論出ていたかもしれませんが、クロアカをやめて、鶏の場合、気管というのがあったと思うんですが、あれは、内田先生にお聞きしたいんですけれども、低病原性で、動衛研さんで感染実験したことが以前にあったかとは思いますが、あれ、低病原性の場合も気管だけで十分カバーできるのでしょうか。そこが気になったので。気管に絞り込むというところですね。

○内田委員 低病原性の場合やっぱり、全体的に100倍ぐらいは多分落ちますね。最高のウイルスタイターとしては気管でも落ちてくるとは思うんです。なので、気管、クロア

カの場合は更にちょっと落ちる場合もあるので、低いことは間違いないので、気管をやっておいた方がいいというのは間違いないと思います。

ただ、ちょっと低病原性の場合は高病原性のやつよりも落ちるとするのは少し気になっていて、結構いろんな検査において、簡易検査というので今回まとめているようなところはあるかと思うんですけれども、ちょっとそこら辺のところが、高病原性の場合は大丈夫だろうなと思うんですが、低病原性の場合どうかなというのが、いろいろ今までの議論にもなってきたとは思いますが。例えば血清の調査とかも、簡易検査で取りあえず、もう出たら終わりですというのでやめてしまうところもあると思うんですが、疫学調査をするに当たって、こういうサンプル採ってくださいという場合に、検査ではなくて、血清を採ってもらうということは今までどおりもやっていただけるのかなというところなんですけれども。ちょっと別の質問になっちゃいましたけれども。

○山口委員長　こちらは多分疫学調査の方なので、こちらの指針とはまた別の話になるのではないかなとは思いますが。

私の質問で、気管に絞っても、鶏であれば、低病原性の場合も気管だけで十分カバーできるということですかね。ただ、大体落ちるから、簡易で必ず見つかるかって感じは……

○内田委員　そうです。全部が全部というわけじゃないので、やはり複数はやるとするのは、やった方がいいとは思いますが。

○山口委員長　分かりました。ありがとうございます。

ほか、何かございますか。

○森口委員　すみません、山口先生。

○山口委員長　どうぞ。

○森口委員　森口です。

今の関係するんですけれども、今13羽やっているという中で、生きている鳥2羽というのは変わらず続けられるわけですね。生きている鳥で陽性になることって結構なかったような、ないことが多かったような気がするんですけれども、その比率を、死亡鳥の方を減らしてしまっていていいのかというのと、比率が知りたいなというところがあるんですが。

○山本委員　陽性になる比率。

○森口委員　陽性になる比率が、死亡鳥と生きている鳥とでどれくらい違うのかということです。

○山口委員長　事務局、いかがでしょうか。

○大倉室長 すみません、今手元に生鳥・死鳥の比率というのがなくてですね。どうしましょう。これをまた事後共有させていただくとかでもよろしいでしょうか。

○森口委員 はい、お願いします。

○大倉室長 少なくとも、確かに生鳥で見つかって死鳥で見つからないみたいなケースではなかったと思っています。死鳥で見付かるけれども生鳥で見つからないっていうのはかなりあります。大部分がそのケースだと思います。

○森口委員 以上です。

○山口委員長 ありがとうございます。

ほか、よろしいですかね。

○内田委員 今の件なんですけれども、すみません。

○山口委員長 どうぞ。

○内田委員 簡易検査で生鳥で見つからないんですが、遺伝子検査では出ていたりというのもあるんですけれども、ウイルスを後で分離するときに、ウイルスの状態が悪かったら困るなというのもあって、生鳥の方も採っておいてもらいたいというところもあります。

○山口委員長 分かりました。

そしたら、次いきますね。第10は変更なしで、11が消毒ポイントの設置についてですが、こちら、設置できる旨なので、追記で特に問題ないでしょうかね。

次が第12番ですね。ウイルスの浸潤状況の確認等についてはもうこちら終わったか。こちらは、さっき21日間の話が出ましたけれども、いかがでしょうか。

いいのかな、「新設する。」は。

次が、緊急ワクチンは変更なしで、家きんの再導入、14番ですが、いかがでしょう。

これ、家きんの再導入、モニター家きんの導入、家きん導入前検査をというのは、モニター家きん導入前の検査を臨床検査及び簡易検査というのは、モニター家きんに対して実施する検査でしょうか。

○大倉室長 モニター家きんを導入する場合に、畜舎、家きん舎の床や壁、天井等を材料に環境検査をしていただくというところがございます。あとはもう1個、その家きんと、モニター家きんを導入した際のモニター家きん自身に対して臨床確認と、あと、ウイルス分離と血清抗体検査をやるという、この2項目ございました。

そのうちの後者、モニター家きんに対しての検査を臨床検査と簡易検査の方に変えるということになります。このウイルス分離と血清抗体検査に代わって、簡易検査で置き換え

るという御提案です。

○山口委員長 血清抗体がなくなるということですかね、モニター家きんに対する。

○大倉室長 そのとおりです。

○山口委員長 これはタイミング的に、低病原性の場合どうかってというのは気になるんですけれども、内田先生、何か御意見はありますか。

○内田委員 これ、モニター家きんの血清がちょっと整理できていないです。すみません。

○山口委員長 このモニター家きん導入して簡易検査を実施するタイミングって、どの辺のタイミングで簡易検査を実施することになるんでしょうか。

○大倉室長 モニター家きん導入してから14日を経過した後ということで現行定めています。

○山口委員長 多分これ、2週間というのは、そもそも抗体を想定した期間ですよ、

○大倉室長 そうですね。環境中にもしウイルス残存していた場合に、感染して抗体が上昇する期間を置いたものだと思っています。

○山口委員長 逆に言うと、2週間生き残ると、もうウイルスいないよって話にもなるのかなというように思ったんですけれども。

○内田委員 すみません、ちょっと聞いてもいいですか。このモニター家きんて、水きんの場合は、鶏になりますか。水きんの農場の場合でも、水きんを入れるのではなくて鶏を入れるということですか。

○田中課長補佐 モニター家きんについては、特に指針の中でも、発生したときに飼養していた家きんに限定しているわけではないので、それは都道府県に委ねられている部分があって、アヒル農場でもアヒルを入れていた事例はあったかどうか、ちょっと記憶が定かではないんですけれども、一般的に、やっぱり入手のしやすさという意味で、鶏を入れている事例が多いとは思いますが。

○山口委員長 よろしいでしょうか、内田先生。

○内田委員 そうすると、抗体が上がる。2週間ですよ。簡易検査はもう抗原を検出する系なんですね。というので、どうなのですかね。そうですね。

○山口委員長 培養検査をやめてしまうという、そういうことなので、どうなのかなというのは。

○内田委員 そうですね。なので、抗体検査、簡易検査よりも抗体検査をやるという方がいい。もし鶏であれば、感染していれば高病原性の場合は死にますよね。

○山口委員長　そうですね。臨床の経過を観察するのと2週間後に採血というのが一番リーズナブルな気はしますね。

聞こえていますかね。

○白田委員　白田です。意見いいですか。

○山口委員長　はい、どうぞ。

○白田委員　これ、動物衛生課の方でいろいろ、今回色々な案を出されてきているところなんですけれども、結局その現場の実行性というか、時間の短縮とかそういうことも一方で考えなきゃいけないくて、血清検査をやるとなると、もう全羽採血して、例えば全鶏舎に入れる鶏を全部調べてみたい、物理的な負担があり、バランスを考えての話なのかなというふうには理解しています。だからもちろん、その専門科学的な見地からすれば、ここはどうなんだろうということもたくさんあると思うんですけれども、これが、例えばモニター家きんを入れるのが遅ければ、現場としては鳥入れるのも遅れてっていうようなことにもなりますので、その辺のバランスをどういうふうに考えていくのかっていう現実的な問題も含んでの話だと思います。

ただ、こちらは家きん疾病小委なので、専門学的な見地から意見を言うということが仕事なので、このような話はしているのはもう私も理解はしています。けども一方で、やっぱりできないこと、できにくいとかやれないことをやるというのもなかなか難しいのかなと思います。今までやったからいいということなんですけれども、さっき手当金の話もしましたが、結局そういうことがちょっとずつ重なって、最終的には種々の対応が遅くなることもあるので、やはりその辺も、バランスも含めて考える必要もあるのではないかなと考えています。これは意見です。どう判断するか、あと皆さんで議論するというところでいいかと思います。

以上です。

○山口委員長　そういう意味では、そもそもこれ、2週間後の検査というのが恐らく抗体応答を想定してのことだと思うので、あと、発生農場が高病原性の発生で鶏が死んでいるような発生事例の場合には、実際臨床の検査と、それから簡易キットによる確認によって、ある程度環境中に残留しているかどうかというのは評価できると思うんですが、ただ、例えば愛知のウズラ農場だとか以前の茨城のように、全くほとんど症状が出さないというようなものがあつた場合に、本当にこれで実効性のある評価ができるのかどうかというのは疑問を持つんです。

なので、低病原性が発生した農場と高病原性が出た農場でやり方変えるというのも一つの考えなのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山本委員 山本ですけれども、追加の論点で、今、その導入する家きんが高感受性じゃないアヒルとかを導入したときに、例えば死亡を明らかにしないのではないかというようなことの懸念も上がったのではないかと思うんですね。

一方で、検査については軽減をしなければいけないという事情もあるので、検討の方向として、導入家きんは鶏に限ることとするけれども、検査については簡易検査でいいってというような論点というのはあまりリーズナブルじゃないんでしょうか。ちょっとこれは皆さんに質問なんですけれども。

○山口委員長 鶏に限る場合でも、高病原性の場合は、鶏に限れば臨床症状その他で多分ある程度分かるのかなというふうに思いますし、血清抗体を完全に消してしまうというのでもいいとは思いますが、そもそもが鶏での症状が出づらいような低病原性の流行が仮に今後あった場合に、そのときの清浄性の確認というか、モニター家きんに対しても臨床検査と簡易キットしか、2週間後の簡易キットしかやらないというのは、本当にそれでいいのかなというのを……

○山本委員 すみません、舌足らずで申し訳ありませんでした。

論点二つあると思っていて、一つは、高病原性であっても感受性が低い、鶏じゃない家きんをおとり家きんに使うことを認めるかというのが一つ。もう一つは、低病原性だった場合のおとり鶏の検査をどうするかという、二つの論点かなというふうに思っております。山口委員長のおっしゃるとおりです。

○山口委員長 事務局なのかな、これは。

低病原性、高病原性含めて、家きんの再導入に対する検査で血清抗体を完全になくしてしまっていていいのかどうかというところと、今、山本委員から御指摘のあった、アヒル農場だとかエミューだとかというところにも、いわゆるおとりとして鶏を入れるという考えかとは思いますが。

○白田委員 すみません、現実的な話として、おとり鶏じゃなくてモニター鶏か、モニター家きんを入れるときに、もうどこかで育った、ある程度大きくなった鳥を持ってくるわけですよ。ですから、例えば実際入れた時点で、これから2週間見るとかいう話じゃなくて、もうその手前の段階、いきなりひよこ入れるわけじゃないわけですから、そもそもそこそこ大きくなった鳥を入れたりとかするわけなので、現実的にもし低病原性が出ている

んだったら、その前の段階で見つかるとか見つけるとか。そういう話になっちゃうんじゃないですかね。

○山本委員 いや、発生農場が低病原性の場合。

○白田委員 発生農場が低病原性だったときか。それは勘違いしていました。失礼しました。

○大倉室長 よろしいですかね。モニター鶏導入に際しての検査、先ほど二つあると申し上げましたが、鶏舎の材料、環境検査と、あとはモニター鶏そのものの検査で、今御議論いただいたのはモニター鶏に対する検査だったかと思うんですけれども、一方の鶏舎の材料を採って行う環境検査は、各家きん舎10か所で計50か所を採材したものを、遺伝子検査をするものです。L P A I がもし紛れていて、導入鶏群の中でL P A I 出ているのであれば、環境検査の方でも検出できてくるのかなとは考えてございます。

○山口委員長 すみません、モニター家きんにL P A I が入っているというのは、モニター家きんは何もA I には感染していない鳥を当然入れるわけですよね。それで、L P A I に感染しているかどうかというのは、その鶏舎の中で感染したかどうかを見るということですよ。

○大倉室長 そのとおりです。

○山口委員長 であれば、うーん、よく分からないな。今の、よく分からなかったんですけれども。モニター家きんが、その鶏舎で低病原性が発生して、消毒を十分行ってきれいにして、きれいかどうかを確認するためにA I ウイルスフリーの鳥をモニターとして入れて、それが感染しているのであれば環境中から採れるはずっていうの、ちょっとよく分からなかったんですけれども。

○大倉室長 すみません、鶏舎の中にウイルスが残存しているかどうかの検査なので、モニター家きんに入っているではなくて、その鶏舎の中に残存しているウイルスを見つけ出すので、そこにL P A I ウイルスが残っているのであれば、環境検査の方でも検出可能かなと思っております。

○山口委員長 環境検査で見つかるのであれば、そもそもをおとり鶏入れる必要ないので。環境の方で見落としているかもしれないところを、実際モニターを入れて、本当にいいよというのを確認するために入れるんですよ。違うんですかね。

○大倉室長 そうです。今の考え方は二本立てでやっぴまして、鶏舎と、あとはモニター鶏自身との二本立ての導入検査をしています。

○山口委員長　ということですよね。それで、家きんで発生というか感染がなければ、確かにきれいになっているねと言えることになるので。

今私が気になっているのは、モニター家きんを入れたときに、もちろん環境中からはウイルスは検出されていなくていいんですけども、モニター家きんを入れたときに、特に低病原性の発生農場の場合ですけれども、2週間観察をした後に抗体を見ずに、臨床検査と簡易キットだけで、モニターとしての役割をそれで果たすだろうかというのが疑問があるという。高病原性であれば多分死んでくれるので、高病原性発生農場であればというところなんですけれども。

ほかの委員の方々どうかちょっと分かんないんですけども。

○大倉室長　山口先生のおっしゃるのは、スタートが高病原性で発生した農場なのか低病原性で発生した農場なのかによって、モニタリングの手法を変えたほうがいいという御意見かと思っておりますので、それはそれで、こちらの方でまた引き取って検討してさせていただきたいと思います。

○山口委員長　分かりました。

委員の先生方から、これ今あくまで私が個人的にちょっと理解できなくて言っているだけなので、もしおかしい点があれば委員の方からも遠慮なく意見を言っていただけると有り難いんですが、何かございますか。

そしたら、低病原性と高病原性の場合で一律に血清抗体をなくすというのではなくて、その辺考えていただくということではよろしいでしょうか。

いいですかね。

そしたら、あと15、16、17とは本質的には変更なしということですので、全体通して、もし意見を言い忘れていたとか、この場で言っておきたいというか、何か委員の方からございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

1時間押してしまって申し訳ないです。

何かありますか。どなた。今映像が出ていないので、声しか分からないですけれども、もしあればお願いします。

○大倉室長　大丈夫です。

○山口委員長　大丈夫ですか。

そしたら、いいでしょうか。幾つかコメントが出て、特に第3の浸潤状況の確認するた

めの調査ですとか、その他の低病原性に絡むところが、今まで数としてはそんなに出てはいないんですけれども、特に高病原性の場合は鳥が死ぬので、鶏の場合はある程度カバーできるというのがあると思うのですが、低病原性についての部分で、幾つか事務局の方に検討をお願いしたいと思います。

これ、大分変更が入るかもしれないんですけれども、これも手順的には私一任という形になるんでしょうかね。かなり広範な意見が出たように思うんですけれども。

○大倉室長 そうですね、山口委員長一任にさせていただくには、今日御意見いただいたのはかなり難しいかと思っておりますので、少なくとも小委の先生方に、もう一度御相談する機会というのは一旦設けさせていただいていいかなと思ってございます。

○山口委員長 はい、承知しました。

それでは、修正案出していただいて、また小委の先生方の方でも確認はするという手順で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうかね。

ありがとうございます。

そしたら、どうしたらいいのかな。この後の進め方になるんですかね。

○大倉室長 時間も押してございまして、次に本当は留意事項の、留意事項は諮問事項ではなくて、局長通知で補足事項でございまして、微細なところであるんですけれども、御意見を頂こうかと思っていたんですが、今日頂いた論点で大きく変えざるを得ないようなところが多く含まれますので、留意事項の方は今度のもう一回御意見をお聞きする場で一緒に併せて紹介させていただきたいと思います。

ですので、まとめて今後の進め方について説明させていただいた上で、総括して何か御意見がないかということでやらせていただきたいと思いますけれども。

○山口委員長 はい、よろしくお願いします。

○大倉室長 そうしましたら、今後の進め方についてですけれども、先ほど委員長からございましたとおり、本日の指針案について、特にL P A Iについての考え方、整理すること、モニタリングも含め整理させていただいた上で、一度御紹介させていただきたいと思います。その上で、冒頭で申し上げましたけれども、改正案作成以降、都道府県への意見照会、それからパブリックコメントという手続がございまして本日出た御意見を踏まえた上でパブリックコメントかけるのか。同時並行でかけさせていただくっていうのは、これは事務局の方で検討させていただきたいと思います。いずれにしても、一度小委の先生方には御相談する機会を挟ませていただきたいと思います。その上で、山口委員長

と御相談した上で、また防疫指針の改正案につきまして家畜衛生部会の方に報告して答申を頂くという手順を進めさせていただきたいと思います。また都度、小委の皆様方に御相談させていただくことあるかと思いますが、その際にはよろしくお願ひしたいと思っています。

○山口委員長 ありがとうございます。

○大倉室長 一旦以上です。

○山口委員長 すみません、大分時間押しておりまして。最後に何かあれば一言。

よろしいですかね。

○内田委員 ちょっと伺ってもよろしいでしょうか。

○山口委員長 どうぞ。

○内田委員 すみません。まだ日本では状況は違うと思うんですけれども、牛でもし見つかった場合に、その周りの農場とか、何か環境扱いみたいな形で周りを見るとき、野鳥とかと同じような扱いにするのかとか、今後何か考えておいたほうがいいのかというのがあります。先日学会の方でいろいろ聞かれまして、どうなっているのかというのが、詳細が決まっていけないのではないかというのを意見頂きましたので、それをお伝えしようと思ひまして。お願ひいたします。

○山口委員長 ありがとうございます。

ほか、何かありますか。

森口委員、どうぞ。

○森口委員 森口です。

そもそも論になってしまうかもしれないんですけれども、以前、エミューが出たときに、ダチョウだということになって、ダチョウって名前がそのままになっているんですが、エミューとダチョウはかなり、分類が全く違うので、ダチョウとしてしまっているのかというのをずっと考えていまして、エミューという項目を立ててもらいなりした方が本来の分類学的にはよろしいのではないのかと思うんですけれども、そこも検討していただけないかなと。

以上です。

○山口委員長 多分もし変えるとなるとかなりの大事になると思うので、今後の検討会でまた検討していただければと思います。

私から一点、冒頭少し言いましたけれども、アメリカで防疫作業に入った方が複数名感

染したというのが耳に入っているんで、これが国内でも起こり得るのではないかということで、実際に発生したときに防疫作業入の方が恐れるということがあるのではないかと思います。かつて、2004年とか、当初の頃、予防的にタミフル投与したりだとか、結構かなりナーバスに色々なことを当時対応していた記憶があるのですが、今現在は、そのような人への感染に対する対応というのは各県どのようになっているのか、教えていただきたいのですが。

○大倉室長 実際に指針の中にも防疫作業者の保護という考え方も規定はございまして、タミフルの事前投与までは書いていないんですけれども、PPE、防護服を着て、それから保健部局の方と連携して、例えば現地の対策本部の方に張り付いていただいて、現地作業員の作業前の健康チェックみたいなことも併せてやっていただくということは、実態としてもやられております。

○山口委員長 ありがとうございます。

今後、アメリカなんかでの人の情報が入ってきたら、各県とかにも症状だとかそういったものも、シーズン迎えるに当たって、流していただけるといいかなと、余り極端な反応にならない範囲で、出すといいのかなと思っています。

以上です。

ほかに何か。特にないでしょうかね。

そうしましたら、大幅に長くなりましたけれども、本日の議題、これで終了ということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、ここで事務局の方にお返しいたします。

○大倉室長 山口委員長、ありがとうございました。

本日、長時間にわたりまして委員の皆様方も御議論いただきまして、ありがとうございました。

先ほど申しましたけれども、この高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザの防疫指針につきまして、今後また一度、委員の方々の御意見をお聞きする機会を伺って、都道府県の意見照会、それから30日間パブリックコメントという手続を踏まえまして、また家畜衛生部会の方への報告、ことをやらせていただきたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御協力のほど、よろしくお願いしたいと思います。

そうしましたら、最後に郷審議官より、よろしいですか、御挨拶の方をお願いしたいと

思います。

○郷審議官 時間も過ぎていきますので、短く。

今日は大変活発な御議論いただきまして、ありがとうございました。

また、私も途中中座いたしまして、大変申し訳ありませんでした。

改めて低病原性について考え直してみろという宿題を頂いたと思っております。どのように書くかということは別にして、しっかりと担当の方と検討させていただきたいと思います。あとまたお手数をおかけしますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○山口委員長 それでは、これをもちまして第90回家きん疾病小委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

午後5時39分 閉会